

2021.3.31

2020調一No.8

総研レポート

農協による農福連携と援農ボランティアの 展開方向に関する研究

本レポートは、農協による農福連携と援農ボランティアの展開方向について、事例分析を通して検討したものである。

農林中金総合研究所

はしがき

本レポートは、農協による農福連携と援農ボランティアの展開方向について、事例分析を通して検討したものである。

近年、農業労働力不足が深刻になっている一方で、地域社会で農業に携わりたい一般市民が増えており、両者をつなげる仲介役の働きが重要になっている。

このような状況下、農協は農家との密接な関係があることに加え、准組合員や地域住民との接点も多いなど、仲介機関として非常に適していると考えられるのである。

ところが、農福連携や援農ボランティアなど、農協が農家と一般市民の仲介役になることで展開が進むと考えられる取組みにおいて、徐々に広がりはみられるものの、依然として大きな展開はみられない。したがって、今後大きな展開を生むため、農協が取り組む際の明確な方法が求められているのである。

そこで本レポートでは、農協が農福連携や援農ボランティアを進める際、どのようなことがポイントになるのかについて、それらの取組みを行う農協を事例として検討する。

以下、第Ⅰ部では、農福連携の展開のためのポイントについて、4つの事例の取組みから検討する。第Ⅱ部では、援農ボランティアの展開のためのポイントについて、同様に4つの事例の取組みから検討する。第Ⅲ部は補論とし、農業労働力支援の取組みのポイントについて、JA および援農組織の取組みから検討する。

農福連携に関するヒアリング調査にあたっては、JA 静岡市、JA めぐみの、JA ながさき県央、JA ぎふ（特例子会社である（株）JA ぎふ はっぴいまるけ）の関係者の皆様にご協力いただいた。援農ボランティアのヒアリング調査にあたっては、JA 相模原市、JA 東京むさし三鷹支店、JA なんすん、JA 横浜の関係者の皆様にご協力いただいた。また、農業労働力支援のヒアリング調査では、JA 全農おおいた、長峰農援隊の関係者の皆様にご協力いただいた。ご多忙にもかかわらずヒアリング調査にご協力いただいた関係者の皆様に改めて感謝申し上げる。

なお、本レポートは、『農林金融』『農中総研情報』『農業協同組合経営実務』で公表した論文・記事をベースとして再編集したものである。

2021年3月

（株）農林中金総合研究所
草野拓司

農協による農福連携と援農ボランティアの展開方向に関する研究

〔目次〕

第Ⅰ部 農協による農福連携の展開方法に関する分析

第1章 問題の所在.....	1
第2章 JA 静岡市ー施設内での就労（内職）による農作業請負の仲介ー	6
第3章 JA めぐみー施設外就労による農作業請負の仲介ー	11
第4章 JA ながさき県央ー実習受入れからの雇用ー	16
第5章 JA ぎふー特例子会社による雇用ー	20
第6章 総括ー農協による農福連携の展開方法ー	25

第Ⅱ部 農協仲介による援農ボランティアの定着要因に関する分析

第1章 問題の所在.....	33
第2章 JA 相模原市による取組み.....	37
第3章 JA 東京むさし三鷹支店による取組み	41
第4章 JA なんすんによる取組み.....	44
第5章 JA 横浜による取組み	47
第6章 総括ー農協仲介による援農ボランティアの定着要因ー	51

第Ⅲ部 補論ー農業労働力支援の取組みー

第1章 JA 全農おおいたとパートナー企業の連携による労働力支援の取組み	59
第2章 地域農業を支える長峰農援隊の取組み.....	62

参考文献	65
------------	----

第Ⅰ部 農協による農福連携の展開方法に 関する分析

第1章 問題の所在

1 はじめに

近年、農業における人手不足解消や障害者の雇用を生む機会として、農福連携の取組みが注目されており、拡大の動きがみられる。そのなかで、特に期待されるのが農協である。農協は農家との密接な関係があることに加え、地域との接点も多いためである。また、農協は事業が多岐にわたるため、年間を通して安定した仕事（作業）を確保しやすいという利点もある。実際、農協による農福連携の取組みは徐々にみられるようになっており、さらに展開を加速させるためには、農協に適した方法が求められているといえる。

そこで本章では、農福連携に取り組む4つの農協を取り上げ、農協に適した方法を検討する。具体的には、農福連携を行う際の大きな阻害要因となる、農業側の「障害者とともに働くことに対する不安・負担」を軽減することが農福連携を展開するうえで最も重要な課題になっていることから、そのためのポイントを検討する。

構成は以下のとおりである。第1章（本章）では農福連携の取組みの概要と課題を整理し、問題の所在を示す。第2～5章では事例とする4つの農協の取組みから、それぞれの事例における「障害者とともに働くことに対する不安・負担」を軽減するためのポイントを整理する。第6章で総括を行う。

2 農福連携の概要と課題

（1）農福連携とは

吉田・里見・季刊『コトノネ』編集部（2020）によると、「農福連携」という言葉は使っている主体によっていろいろな定義がされており、決定版というものがないが、「農業サイドと福祉サイドが連携して農業分野で障害者の働く場をつくろうとする取り組み」と捉えることができるという。

取組方法としては、図表I-1-1のように、5つに類型化されている。①社会福祉法人等による施設外就労や作業引受け、②社会福祉法人等が自ら農業を行う取組み、③農業法人等による障害者雇用、④特例子会社設置による障害者雇用、⑤園芸療法、である。

（2）効果

同書によると、農福連携は農業、地方公共団体、福祉、企業にとって効果のあるものだと説明されている。

農業側には、福祉が農地の引き受け手になってくれること、農繁期等の農作業の人手不足を解消してくれることなどの効果がある。地方公共団体にとっても、地域における耕作放棄地問題や人手不足問題の解消の手がかりとなる。福祉側には、仕事量の増加と工賃の

改善が期待できる。企業側には、法定雇用率の達成、およびCSR活動効果が期待できるという。

図表 I - 1 - 1 農福連携の類型

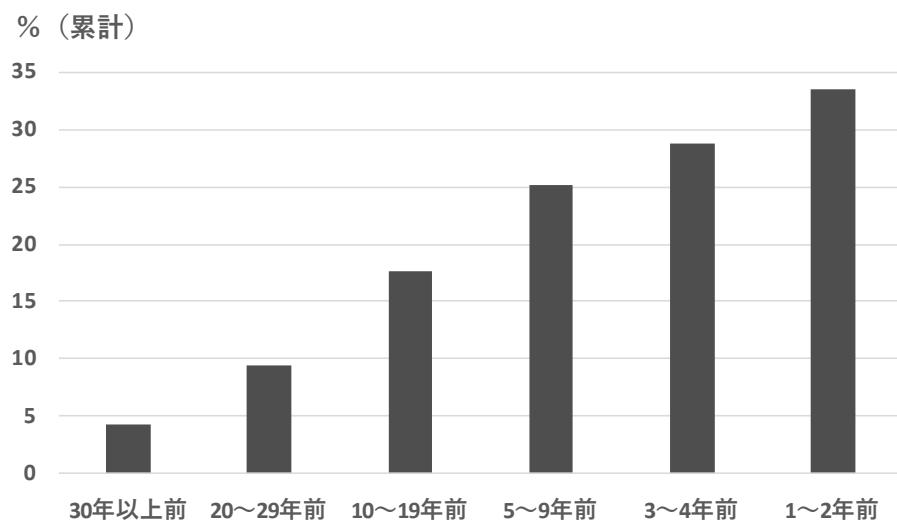
- | |
|--------------------------------|
| ① 社会福祉法人等による施設外就労や作業引受け（農作業請負） |
| ② 社会福祉法人等が自ら農業を行う取り組み |
| ③ 農業法人等による障害者雇用 |
| ④ 特例子会社設置による障害者雇用 |
| ⑤ 園芸療法として |

資料 吉田行郷・里見喜久夫・季刊『コトノネ』編集部(2020)より。

(3) 動向

近年、農福連携の取組みは増加傾向にある。図表 I - 1 - 2 で社会福祉法人等の障害者福祉施設の農業分野への進出状況（図表 I - 1 - 1 の類型①と②のこと）をみると、右肩上がりでの増加が確認できる。

図表 I - 1 - 2 障害者福祉施設における農業活動の実施割合
(2013年実施のアンケート結果)



資料 日本セルフセンター(2014)「農と福祉の連携についての調査研究報告」より。

また吉田(2020)によると、1987年に特例子会社制度が法制化されて以降、特例子会社の設立数が増加している。18年6月1日時点では486まで増加し、そのうち農業分野に進出しているのは少なくとも45社ある。

加えて、06年に施行された障害者自立支援法に基づき、同年に企業による福祉事業所（以下「事業所」という）の第1号が認定され、それ以降、そうした事業所も急増している。10年以降は、CSR活動の一環として農業分野で障害者雇用に取り組む施設も増加し、23の施設がそのような取組みを行っていることが把握されている。

農福連携の推進を目指し、行政等による動きも活発になっている。17年には全国農福連携推進協議会（現・一般社団法人日本農福連携協会）が設立され、同年、農福連携全国都道府県ネットワークも設立された。「平成30年度食料・農業・農村白書」や20年閣議決定の「食料・農業・農村基本計画」に農福連携が盛り込まれるなどの動きもみられる。20年に設立された農福連携等応援コンソーシアムにはJA全中、JA全農、JA共済連、農林中金も参加するなど、JAグループとしても農福連携を推進する動きがみられるようになってきた。

（4）課題

ただし、農福連携に取り組む就労継続支援A型事業所（以下、就労継続支援A型事業所は「A型事業所」、就労継続支援B型事業所は「B型事業所」という）3,554のうち13%に当たる458事業所、B型事業所2,045のうち17%に当たる2,045事業所という状況であり（注1）、特例子会社486のうち農業分野に進出しているのは9%に当たる45社など、増加傾向とはいえ、依然として途上の段階にあるともいえる。そのような状況下、農協による取組みがみられるようになってきた。

では、農協による農福連携のさらなる展開のために、何が求められるのだろうか。吉田(2020)や豊(2020)などを参考に整理すると、一般的に、農福連携に取り組もうとするとき、最も大きな障害になると考えられるのは、農業側の「障害者とともに働くことに対する不安・負担」であり、農協による農福連携の展開を進めるためにも、それを軽減する方法が求められているといえる。

そこで本章では、4つの事例の分析を通して、その不安・負担を軽減するポイントを探っていく。農業側からみた「障害者とともに働くことに対する不安・負担」とは、具体的には「障害者に適した業務の特定や開発が困難」「障害者が働きやすい環境整備が必要」「障害者とのコミュニケーションの取り方がわからない」といったものであり、それらを軽減するポイントを検討することになる。

3 各事例の位置づけ

事例とするのは、農作業請負を仲介する2つの農協、および雇用を行う2つの農協である。図表I-1-3にあるように、農作業請負の仲介を行うのはJA静岡市とJAめぐみので

ある。前者は主に施設内での就労（内職）を仲介するのに対し、後者は主に施設外就労を仲介する。図 I - 1 - 1 の類型に当てはめるとみると、両 JA の取組みは①に当たる。

雇用を行うのは JA ながさき県央と JA ぎふである。前者は JA 自身で雇用を行うのに対し、後者は特例子会社により雇用を行う。図 I - 1 - 1 の類型に当てはめるとみると、JA ながさき県央の取組みは③に、JA ぎふの取組みは④に当たる。

なお、同図表にあるように、各事例において農業側となるのは、JA 静岡市と JA めぐみの場合は農家組合員（以下「農家」という）、JA ながさき県央の場合は JA 自身、JA ぎふの場合は特例子会社である（株）JA ぎふはっぴいまるけとなる。

図表 I - 1 - 3 各事例の位置づけ

形態	JA	類型	「農業側」
農作業 請負の 仲介	施設内での 作業	JA静岡市	① 農家組合員
	施設外での 作業	JAめぐみの	① 農家組合員
雇用	JAによる雇用	JAながさき県央	③ JAながさき県央
	特例子会社に による雇用	JAぎふ ((株)JAぎふはっぴいまるけ)	④ (株) JAぎふ はっぴいまるけ

資料 ヒアリング結果をもとに作成

（注 1）障害者就労の支援制度としては、主に「就労継続支援 A 型事業」「就労継続支援 B 型事業」「就労移行支援事業」「就労定着支援事業」がある。

就労継続支援 A 型事業では、利用者が事業所と雇用契約を結び、定められた給与が支払われる。対象は、雇用契約に基づいた勤務が可能なものの、障害・難病などにより一般企業への就職が難しい障害者である。利用者は働きながら、同時に訓練も受け、就職のための知識・能力を身につける。ここからさらに、一般企業への就職ができるような就労移行支援が行われている。

就労継続支援 B 型事業では、利用者と事業所で雇用契約を結ばない。対象は、A 型事業で行う仕事が難しい障害者、年齢・体力などから一般の企業で働くことができなくなった障害者である。利用者には作業訓練などを通じて生産活動を行ってもらい、成果に対して賃金（工賃）が支払われる。利用者が就労継続支援 A 型、就労移行支援へと進めるよう支援が行われている。

厚生労働省によると、18年度の平均工賃（賃金）は、A型事業所で時間額846円、月額7万6,887円、B型事業所で時間額214円、月額1万6,118円である。施設数はそれぞれ3,554、1万1,750となっている。

一方、就労移行支援事業は、職業訓練・職場探し・職場への定着支援を行うもので、対象は一般企業に就労したい障害者である。利用者は事業所で訓練を受けながら一般企業への就職を目指す。

なお、本稿では触れないが、18年に「就労定着支援事業」が新設されている。これは、職場に定着するための精神面、生活面でのフォローを目的とした事業となっている。対象は、就労継続支援や就労移行支援、そのほか自立訓練などを経験して障害者雇用枠での就労を含め一般就労したい障害者である。

第2章 JA 静岡市－施設内での就労(内職)による農作業請負の仲介－（注1）

JA 静岡市（以下、「JA」と呼ぶ）は、農家と福祉事業所（以下「事業所」という）の仲介役として、施設内での就労（内職）による農作業請負を進める取組みを行っている。この取組みを行ううえで、特に農家の不安・負担を軽減することが重要であり、そのために何がポイントになっているのだろうか。以下で検討していこう。

1 JA 静岡市の概要と管内農業の特徴

JA 静岡市は静岡市の葵区と駿河区を管内とする。2019 年度末現在の組合員総数は 2 万 7,629 人で、そのうち正組合員数は 9,129 人である。管内では、沿岸部でイチゴ、葉ショウガ、葉ねぎやほうれんそうなどのそさい、桃等の施設園芸作物、山間部では茶、かんきつ、わさび、しいたけ、じねんじょ等の栽培が盛んである。農業者の高齢化が進んでいることなどにより、管内では慢性的な人手不足の状況にある。

2 活動内容

（1）取組みのきっかけ

JA は 18 年 3 月から無料職業紹介所を開設し、求人、求職者のマッチングを行ってきました。18 年 6 月に葉ねぎ等の生産を行う農家から無料職業紹介所に対して求人相談があったが、要望に適した求職者の確保が困難であった。その際、JA の担当者が、過去に就労支援施設から営農指導の依頼を受けて実施した経緯から、農家に対して、就労支援施設への農作業依頼を提案したことがこの取組みのきっかけとなった。

その後、JA がハローワークを含む行政機関への相談、およびインターネットでの検索等により、候補になりそうな福祉事業所へ相談し、18 年 8 月から、JA が仲介し、A 型事業所による農作業請負が始まった。その 2 か月後には、依頼先を系列の B 型事業所に変更した。以後、他の B 型事業所や A 型事業所も加わり、農作業請負が行われている。

現在では、静岡市保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課から事業所の紹介を受けるなど、JA は行政との協力関係も構築している。

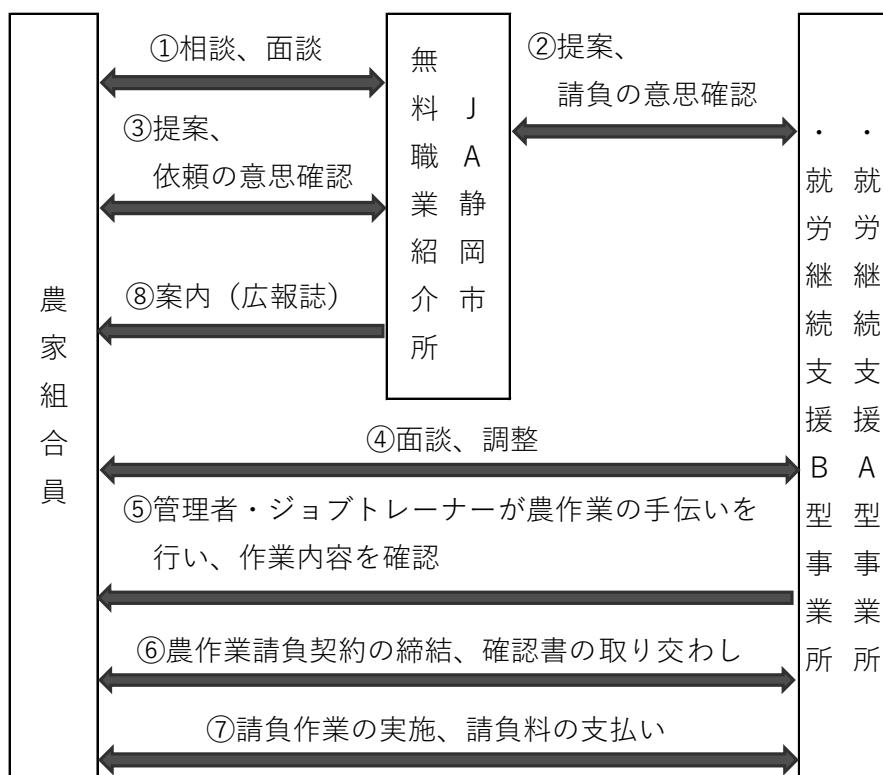
（2）仕組み

この無料職業紹介所の担当部署は営農経済部扱い手支援課で、1 人の職員が他の業務と兼務しながら取り組んでいる（注2）。

図表 I - 2 - 1 で、農作業請負の仲介の仕組みをみていこう。はじめに、この取組みに関心を持った農家が JA に相談し、JA からは仕組みの説明等が行われる（図中①）。相談を受けた JA は、健常者雇用・シニア雇用・事業所による請負のいずれが適しているかを検討し、事業所が適していると判断した場合に、A 型・B 型事業所にその内容を提案し、請負の意思を確認する（②）。そして、JA が農家の意思確認を行う（③）。

その後はJA職員立ち合いの下、農家と事業所の相対でのやり取りとなる。最初に面談、調整を行った後(④)、事業所の管理者・ジョブトレーナーが農家から報酬を受けて農作業の手伝いをし、作業内容を確認する(⑤)。そして、農作業請負の契約を結ぶとともに(注3)、確認書を取り交わした後(⑥)、事業所側で実際の請負作業を行い、農家から事業所へ請負料が支払われる(⑦)。この請負料は、A型事業所も含め、すべて出来高制となっている。その後、JAは波及効果を狙い、農家に対して、広報誌でこの取組みを案内している(⑧)。

図表 I-2-1 JA 静岡市による農作業請負の仲介の仕組み



資料 ヒアリング結果をもとに作成

契約では、最初の1か月間を試用期間とし、その後は1年ごとの更新となっている。農家と事業所の相対のやり取りになった後も、JAは農家の巡回を行う。また、事業所へのヒアリングも適宜実施している。特に、10月には最低賃金が更新されるので、工賃の調整等について話し合うなど、大きな問題がある場合はJAが調整役になる。

農家が現地視察・現地指導をしたいときは、「確認書」に記載することとなっている。ただし、指揮命令と責任範囲を明確にするため、指導等を行う場合でも、利用者(障害者)に直接行うことは禁止しており、事業所職員を通した指導となる。作業を行うのは、主に精神障害者の人々である。作業の際は事業所職員が付き添う。

(3) 作業内容

実際の作業を行う場合は、最初に事業所職員が農家まで葉ねぎ（注4）を受け取りに行き、事業所に持ち帰った後、作業開始となる。主な作業は、葉ねぎの不要な葉や傷んだ部分の除去、長さによる分別、1束75～100gに束ねるというものである。5～8人が、以上の3つのパートに分かれて行う。その際、作業場の見やすい場所に各工程を写真で掲示し、確認しながら作業できるようにしている。作業の細分化（パート分け）は、JAが助言しつつ、事業所職員が決定する。そして、利用者の希望をとったうえで、事業所職員が適性をみて各利用者のパートを固定している。作業終了後には、葉ねぎを事業所職員が農家まで運ぶ。作業に問題がある場合や質問がある場合などは、この際に農家と事業所職員で話すことになっている。

作業時間は事業所によって異なるが、おおむね9～10時頃から開始し、1日3～4時間程度である。ある農家は通年で、またある農家は年間で9か月の作業を依頼するなど、長い期間の作業依頼が多くなっている。それにより、事業所の多くは、年間200日を超える作業を請け負うことができている。



施設内での作業の様子（筆者撮影）

(4) 工賃と労災保険

既述の通り、農家から事業所へ支払われる請負料は、A型事業所・B型事業所とも、1束当たりの出来高制となっている。事業所から利用者に対して支払われる工賃は、B型事

業所の場合、時給換算すると400円ほどになり、平均的な工賃（200円ほど）よりもかなり高いという。A型事業所の場合、最低賃金（20年度現在885円）以上となっている。労災保険にはA型・B型ともに事業所が加入している。

3 実績

依頼する農家の数は18年度と19年度に2戸であったが、20年度には6戸に増加している。一方、事業所の数は18年度と19年度に2つであったが、20年度には5つに増加している。このうち4つがB型事業所で、1つがA型事業所である。

事業所からは、この取組みを評価する声が上がっている。「1週間で3日の作業が確保できてありがたい」「一般的な内職より単価が高いため、頑張ればそれなりの工賃になる」「地域で事業所の存在を知ってもらい、障害者も仕事ができることを知ってもらうきっかけになっている」という。

農家からの評価も高い。「事業所への依頼はなくてはならなくなっている」「（自前の作業場にはもう空いたスペースがないので）事業所が作業場も提供してくれることなどでコストが軽減できることに加え、出荷量を増加させることが可能になっている」などである。

JA担当者は、JAが農福連携を行う場合のポイントを次のように指摘する。「地域の農業者の状況はJAだからこそわかる情報があり、地域に根差したJAだからこそ、事業所なども含む地域の事業体の把握ができ、農福連携につなげることができる。利用者にとって環境変化の少ない施設内での就労（内職）から始めることがとても重要である」。

4 小括—農家の不安・負担を軽減するためのポイント—

最後に、農家の不安・負担を軽減するためのポイントを整理しよう。

仕組みにおいては、次のようなことがポイントとして挙げられる。①試用期間を設けることにより、農家が請負作業の成果をみた上で、場合によっては試用期間後の契約をキャンセルすることを可能にしている。②農家と事業所による契約締結の際などにJA職員が立ち会うことにより、契約の不備等を回避できるようにしている。③農家と事業所で相対のやりとりになった後も、JA職員が巡回を行うことで、農家がJA職員に相談しやすい環境にしている。④請負料を出来高制にすることで、請負料と成果のアンバランスを回避している。⑤請負料の交渉などはJAが調整役となることで、トラブル発生を抑制している。⑥各事業所が労災保険に加入する旨を農家に伝えることで、作業中のケガ等に対して農家が責任を負う必要がないことを明確にしている。

また、実際の作業においては、次のようなことがポイントとして挙げられる。①農家から作業に関する要望がある場合、農家が利用者と直接やりとりせず、事業所職員あるいはJA職員に相談する方法とすることで、利用者に円滑に伝えることを可能にしている。②作業を事業所の施設内で行うようにすることで、農家が屋内作業場を追加して用意する必要

をなくしている。③葉ねぎの運搬をすべて事業所が行うことで、農家が運搬する必要がなくなるようにしている。

なお、この取組みには、事業所の不安・負担を軽減するための工夫もみられる。①各利用者の個性を生かすため、JA職員が助言しながら、事業所職員が作業の細分化を行っている。②利用者が参加しやすい環境にするため、環境変化の少ない施設内での就労（内職）から始めている。③事業所職員が作業内容等を相談しやすくするため、作業前に農家へ葉ねぎを受取りに行き、作業終了後に農家へ運ぶ方法にして、農家と顔を合わせる機会が必然的にできるようにしている。以上のような工夫によって、事業所が効率的に請負作業を行えるようになることも、間接的ではあるが、農家にとっての不安・負担をさらに軽減することにつながっていると言えるだろう。

このように、JA静岡市は、農家の不安・負担を軽減するためのさまざまな工夫を取り入れることにより、農作業請負を依頼する農家数が増加しているのに加え、農作業請負を行う事業所も増加している。また農作業を請け負う事業所数が増加しているだけでなく、事業所が年間を通して長い期間の作業を請け負うことも可能になっているなど、地域における安定的な雇用を生み出す取組みになっているともいえるのである。

（注1）本章は、主に20年11月にJA静岡市でヒアリングを行った際に得た情報をもとに執筆したものである。なお、JAでは、主に葉ねぎの調製作業など施設内での就労を仲介しているが、茶摘みやアボカドの植替えなど、施設外就労の仲介も行っている。

（注2）20年3月までは営農課の担当だったが、同年4月の機構改革で同課が営農課と担い手支援課に分かれ、それ以降は担い手支援課が担当している。

（注3）JAでは農作業請負の契約書を「委託契約書」と呼んでいるが、本稿では「委託」を「依頼」、「受託」および「受委託」を「請負」と統一して呼んでいる。

（注4）葉ねぎは年間で4～5回転と高回転のため作業期間が長いことに加え、かさばらないので事業所職員は運搬しやすいというメリットがある。また農家が作業する場合、葉ねぎ収穫後の作業は農家の作業場で行うが、広さには限界があるため、作業場を用意できる事業所と農家の両者にメリットのある品目といえる。

第3章 JA めぐみの一施設外就労による農作業請負の仲介－（注1）

JA めぐみの（以下、「JA」と呼ぶ）は、農家と福祉事業所（以下「事業所」という）の仲介役として、施設外就労による農作業請負を進める取組みを行っている。この取組みを行ううえで、特に農家の不安・負担を軽減することが重要であり、そのために何がポイントになっているのだろうか。以下で検討していこう。

1 JA めぐみの概要と管内農業の特徴

JA めぐみのは岐阜県関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡の7町村、可児郡の御嵩町を管内とする。2019年度現在の組合員総数は6万1,636人で、そのうち正組合員数は2万9,390人である。管内における特産品は、サトイモ、キウイフルーツ、ダイコン、ナス、トマト、イチゴ、明方ハム等である。

JAで農福連携を行っている中濃営農経済センターのある中濃地域では、07年から「円空さといも」の産地振興を進めた結果、一時は30人ほどだった生産者が、18年には68人まで増加した。これに伴い、サトイモに関わる調製作業等が増加したことにより、人手不足の課題が深刻化した。

2 活動内容

（1）取組みのきっかけ

元々、サトイモの栽培は土寄せなど夏場の管理が大変だったが、産地振興の一環で12年と13年にマルチプランタ機の導入が進んだことで、作業量が軽減された。その結果、生産者数が増加した。

しかし、例年11月から3月にかけての出荷作業は依然として大変なままであった。農家は昼間に収穫・乾燥を行った後、寒い夜に倉庫や車庫で行う毛羽取り作業が特に根気を要する大変な作業であり、人手を必要としていたのである。そのような作業が規模拡大の阻害要因にもなっていた。中濃里芋生産部会としても、生産量の維持・拡大が必要であると考えていたが、それが難しい状況であった。

そこで、JAとして人手を探していた時期、県農業普及課から、A型事業所DAI（以下「DAI」という）が農作業等の請負を求めていると聞き（注3）、16年10月、作業を依頼することになった。これ以前から、JA職員と県農業普及課職員でサトイモ農家を巡回し、そのような労働力の必要性を共有していたことにより、このようなきっかけが生まれた。

（2）仕組み

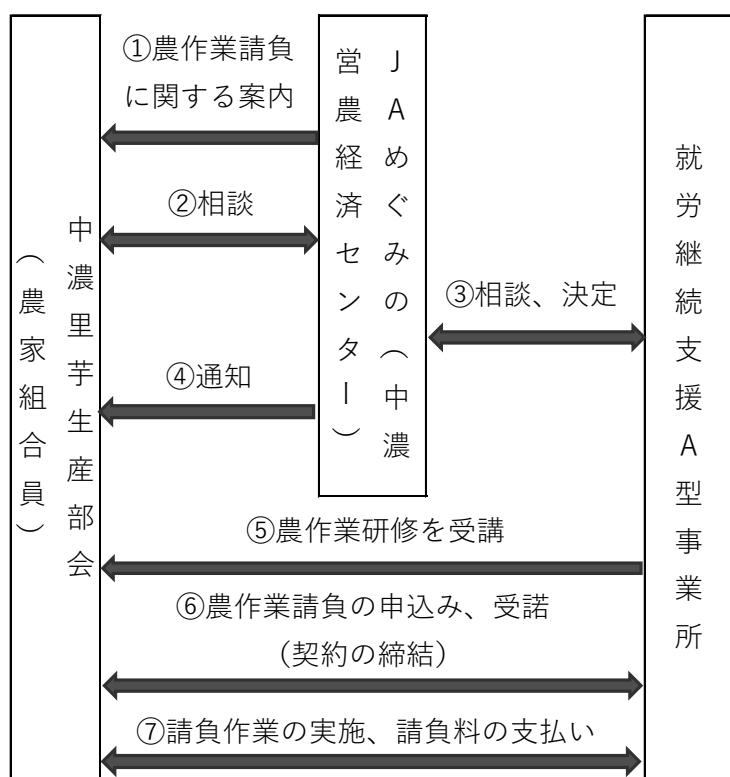
この業務は中濃営農経済センターの3人が他業務と兼務で担当している。

図表I-3-1で農作業請負の仲介の仕組みをみていく。まず、JAが中濃里芋生産部会に対して農作業請負の案内をする（図中①）。次に、利用を希望する農家とJAで出荷量等

について相談し、JA からは仕組みの説明等が行われる（②）。JA はその内容を DAI と相談し、請負が決定すると（③）、JA から農家へ通知する（④）。そして、DAI 職員・利用者が農家で農作業研修を受けた後（⑤）、農家が正式に申し込み、DAI が受諾する（⑥）。その後、請負作業が実施され、kg 当たりの出来高制で請負料が支払われる（⑦）。

ただし、⑤については、DAI 職員・利用者（障害者）が既に技術を習得している作業であれば、新規の農家からの依頼の場合でも行わない。また、依頼が 2 回目以降の農家の場合は、⑥から始めるようにしている。⑤以降で農家と事業所による相対のやり取りになった後も、JA 職員がほぼ毎日作業場を訪れ、常時 DAI や農家からの相談に乗ることができる環境にするなど、JA が調整役を担っている。特に、工賃などの大きな問題に関する相談・交渉は、DAI と農家で直接やり取りさせず、JA が調整役となっている。

図表 I-3-1 JA めぐみによる農作業請負の仲介の仕組み



資料 ヒアリング結果をもとに作成

（3）作業内容

作業を行うのは、20 年 10 月現在、7 人の利用者で、そのうち 4 人が精神障害者、2 人が身体障害者、1 人が知的障害者である。作業の際は DAI 職員が付き添う。作業場となっているのは遊休期間中である水稻の育苗ハウスで、JA から有償で借りている。

実際の作業を行う際は、まず収穫後のサトイモが農家によって DAI の作業場へ運ばれる。DAI はそれを受け取り、利用者が各自のパートに分かれ、乾燥・毛羽取り・選別の作

業を行う。DAI 職員が JA 職員に相談して作業を細分化し、パート分けをしている。特に毛羽取りは根気のいる作業で、利用者に向いた仕事であるという。作業の際は DAI 職員が付き添い、必要に応じて指導する。作業が済むと、DAI 職員が運転するトラックで選果場へ運ぶ。利用者も同乗し、運搬作業を補助する。

DAI では、11～3月にサトイモの出荷が行われる期間中、基本的に月曜日～金曜日の9～13時（4時間）を作業の時間としている。ただし、出荷の期限を守れるように日程を組むので、作業時間の延長を行う場合もある。

農家は、作業に関する問題等がある場合、利用者に直接指導することはせず、DAI 職員か JA 職員に相談し、解決することとなっている。DAI からの作業内容等に関する相談は、農家がサトイモを作業場へ運んできた際、あるいは JA 職員が作業場を訪問した際に行われることが多い。



JA から DAI に作業場として貸し出されている育苗ハウス
(筆者撮影)

（4）工賃と労災保険

記述の通り、農家から事業所へ支払われる請負料は、kg当たりの出来高制となっている。これを時給換算すると、工賃は最低賃金（20年度現在 852 円）を上回る。A型事業所の場合、事業所から利用者への工賃は最低賃金以上を支払うことになっているが、それが十分に可能な請負料になっているといえる。労災保険は DAI で加入している。



育苗ハウス内の作業の様子（筆者撮影）

3 実績

作業依頼を行っている農家数は、16年度に4戸であったが、17年度と18年度には10戸に増えている。作業依頼を行っているサトイモの量は16年度の約5トンから、17年度の約30トン（総生産量の15%）、18年度の約27トン（同じく18%）と増加している。

この取組みに関して、DAIからは、「地域の人々とのつながりが持てる」との声が聞かれた。利用者からは、「任される作業が増えてうれしい」「自信につながる」という声が上がっている。

農家からの評価も高い。「規模拡大につながった」「他の作業に労力をまわせるのでありがたい」「取り残しがなく仕事が丁寧」「この関係を大切にし、サトイモの生産面積を増やしたい」などである。

JA役職員からは、「この取組みを通して、農家、地域のために貢献してくれている」との声が聞かれた。

4 小括—農家の不安・負担を軽減するためのポイント—

最後に、農家の不安・負担を軽減するためのポイントを整理しよう。

仕組みにおいては、次のようなことがポイントとして挙げられる。①部会で決議して農作業請負を依頼する方針を示してもらうことで、各農家が依頼しやすくしている。②農家と事業所で相対のやりとりになった後も、JA職員が作業場等を頻繁に訪問することで、農家がJA職員に相談しやすい環境にしている。③請負料を出来高制にすることで、請負料と成果のアンバランスを回避している。④請負料の交渉などはJAが調整役となること

で、トラブル発生を抑制している。⑤各事業所が労災保険に加入する旨を農家に伝えることで、作業中のケガ等に対して農家が責任を負う必要がないことを明確にしている。

また、実際の作業においては、次のようなことがポイントとして挙げられる。①農家から作業に関する要望がある場合、農家が利用者と直接やりとりせず、DAI 職員あるいはJA 職員に相談する方法とすることで、利用者に円滑に伝えることを可能にしている。②JA が作業場となるハウスを DAI に貸すことで、農家が追加して作業場を用意する必要をなくしている。③調整後のサトイモの運搬を DAI が行うことで、農家が運搬する必要がなくなるようにしている。

なお、この取組みには、DAI の不安・負担を軽減するための工夫もみられる。①各利用者の個性を生かすため、JA 職員が DAI 職員の相談にのり、作業の細分化を行っている。②作業の効率性を高めるため、JA は作業場として、DAI に遊休期間中である水稻育苗ハウスを有料で貸している。DAI はそのハウスを利用することで、サトイモを早く乾燥させられるだけでなく、流れ作業も可能になっている。③DAI が作業内容等を相談しやすくするため、JA 職員がほぼ毎日作業場を訪問しているのに加え、農家がサトイモを作業場に運び、顔を合わせる方法としている。以上のような工夫によって、事業所が効率的に請負作業を行えるようになることも、間接的ではあるが、農家にとっての不安・負担をさらに軽減することにつながっていると言えるだろう。

以上のように、JA めぐみのは、農家の不安・負担を軽減するためのさまざまな工夫を取り入れることにより、作業請負を依頼する農家数が増加しているのに加え、作業を依頼するサトイモの量も増加しており、実際に規模拡大を実現している農家もみられる。このような依頼農家数の増加や規模拡大は、福祉事業所にとっても作業量の増加につながり、最低賃金を上回る請負料を実現するなど、地域における安定的な雇用を生み出しているといえる。

(注1) 本章は、主に20年11月にJAめぐみでのヒアリングを行った際に得た情報をもとに執筆したものである。なお、JAでは、主にサトイモの調製作業などの施設外就労を仲介しているが、キウイフルーツの袋詰めなど、施設内での就労の仲介も行っている。

(注2) DAIはA型事業に加え、B型事業も行っているが、サトイモの調整作業等はA型事業として請け負っている。

第4章 JA ながさき県央－実習受入れからの雇用－（注1）

JA ながさき県央（以下、「JA」と呼ぶ）は、高等特別支援学校の生徒の実習受入れを行い、その後、実習を受けた生徒を雇用する取組みを行っている。この取組みを行ううえで、JA が生徒を雇用する際の不安・負担を軽減することが重要であり、そのために何がポイントになっているのだろうか。以下で検討していこう。

1 JA ながさき県央の概要と管内農業の特徴

JA は諫早市（多良見地区を除く）、大村市、東彼杵郡の東彼杵町と川棚町と波佐見町を管内とする。2019 年度末現在の組合員総数は 4 万 379 人で、そのうち正組合員数は 1 万 1,495 人である。管内では、ニンジン、ばれいしょ、イチゴ、アスパラガス、ミニトマト、温州みかん、茶等の農産物のほか、カーネーション等の花き、豚・牛の畜産と、多様な農業が営まれている。管内における組合員の平均年齢は 60 歳を超え、農業をやめるケースがある一方で、規模を拡大する農家において人手不足が問題になっている。

2 活動内容

（1）取組みのきっかけ

15 年 10 月、JA ながさき県央では、障害者法定雇用率の未達成について、労働局から指導を受けた。同月、ハローワーク主催の「障害者雇用セミナー」が県立希望が丘高等特別支援学校において開催され、参加した。同校は軽度の知的障害のある生徒が就職による社会的、職業的自立を目指す学校である。JA 職員が同校の概要説明、授業内容（当時の校内作業実習はウエアクリーニング、ハウスクリーニング、窯業等）を見学したところ、レベルの高い作業を目の当たりにし、JA による総合事業を生かした障害者雇用ができるのではないかと考え、16 年度から同校の生徒を実習で受け入れることとなった。

（2）仕組み

図表 I-4-1 で JA が同校生徒を雇用するまでの仕組みを確認しよう。最初に、1～3 年生を対象に、「デュアルシステム型現場実習」が実施される。これは、年間 15～20 回程度実施され、各回で生徒 10～20 人、教師 4～5 人が参加するもので、JA で実習する場合は農作業、A コープでの作業、清掃作業等を行う。

この実習を行う際は、JA の総務部総合企画課が担当し、各部署に作業受入れを依頼する。農作業については、営農部指導振興課と相談し、指導員から農家に依頼したうえで行われる。

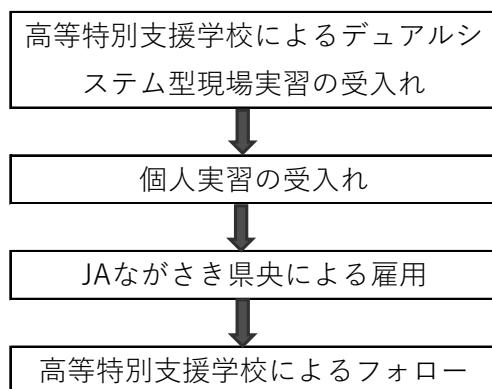
次に行われるのが個人実習である。これは、デュアルシステム型現場実習を経験した生徒が希望する職場で行う実習で、より実践的なものである。不定期で行われ、1 回の実習期間は 3 週間ほどである。1 年次に 1 回、2・3 年次に各 2 回行うもので、特に 3 年次に

行われる個人実習は、就職（就労）を念頭にした本格的な作業となっている。総合企画課が窓口となり、現場との受入調整は総務課が行う。

この2つの実習を経て、3年次に生徒がJAへの就職（就労）を希望し、JAも実習の様子をみて採用したいと考えた場合、生徒が雇用される仕組みとなっている。

雇用後も、同校が2年間にわたってフォローすることとなっており、2年を超えた場合でも適宜対応するという。場合によっては、同校が持つネットワーク（ジョブコーチや福祉事業所）を生かし、ジョブコーチ等と同校教員がともにJAを訪問し、支援することもある。

図表 I-4-1 JA ながさき県央における雇用の仕組み



資料 ヒアリング結果をもとに作成

(3) 作業内容

採用された生徒は、実習で経験した作業をベースとして、農作業、A コープでの作業（販売、店内整理など）、清掃作業などの業務を担当している。農作業は、JA が農家からニンジンやばれいしょの収穫等の作業依頼を受けて行うもので、ほ場の面積当たりの請負料（掘取り料）を受け取り、実施されている。農閑期には A コープでの作業や清掃作業を行うなど、適宜就業内容を変えることもある。

(4) 報酬と労災保険

雇用形態はフルタイム（実働7.5～8時間）の時給制（最低賃金以上）で、時給は毎年昇給する。雇用契約は1年ごとの更新で、ほとんどの場合で更新が繰り返されている。労災保険と健康保険にはJAが加入している。



A コープでの実習の様子（筆者撮影）

3 実績

JAでは、同校と連携を始めて以降、毎年1～2人を採用し、現在、6人の知的障害者を雇用している。内訳は、A コープに3人、営農センターに2人、支店に1人の配置となっている。これにより、JAは法定雇用率を達成している。また、21年度には同校から1人、新たに管内特別支援学校から1人を採用することが決定しており、計8人の雇用となる。

このような取組みに対し、関係者からは評価する声が上がっている。採用された生徒、親族、同校からは、「JAは総合事業を行っているため、さまざまな体験ができることがから、実習の場を設けてくれることだけでもありがたい」「この取組みが報道などで取り上げられることで、地域の人々や企業に対して、働くことができることを証明する機会にもなっている」という。

農家からは、「労働力が増えて助かる」「また来て欲しい」「このような機会を増やして欲しい」という声が多く上がっている。

JA役職員からも、「このような取組みを地域の人々にみてもらうことで、地域におけるJAの活動を理解してもらう良い機会になっている」「同校生徒の働く姿をみた職員のモチベーションを上げることにもつながっている」「A コープに実習に来ている生徒が商品を売るとお客様が集まり、良く売れる」と高く評価する声が多い。

4 小括－雇用の不安・負担を軽減するためのポイント－

最後に、雇用の不安・負担を軽減するためのポイントを整理しよう。

雇用前においては、次のことがポイントとして挙げられる。JAが実践に近い2つの実習を受け入れることで、生徒の個性を把握し、JAの仕事に適しているかどうかを判断する場を設けている。またそれは、生徒の働く力を高める機会にもなっているので、雇用後にスムーズな就労を可能にしているといえる。さらに、実習から雇用にいたるまで、総務部総合企画課と総務課、および営農部指導振興課が連携して進めることで、多角的に生徒の個性を把握できている。

雇用後においては、次のことがポイントとして挙げられる。高等特別支援学校が2年間のフォローを行うことに加え、2年を超えた場合でも適宜対応してもらえることで、福祉の専門家からのアドバイスを受けやすくなっている。このようなフォローモードが、離職防止につながっているといえる。

なお、この取組みと直接の関係はないが、女性部が同校生徒・教員と積極的に交流を行っている。女性部のイベントで同校の生徒に和太鼓を演奏してもらったり、一緒にゼリー作りをすることもある。女性部が同校に見学に行くこともあるといふ。そのようにして女性部と同校生徒・教員が交流を深めた結果、女性部から同校の取組みを高く評価する声が多く上がったことに加え、同校とJAとの関りが増えたことで、JA役職員が同校生徒を理解する機会が増したのである。そのようなことが、この取組みを後押ししているといえる。

以上のように、JAながさき県央は、雇用の不安・負担を軽減するためのさまざまな工夫を取り入れることで、同校から6人の生徒を雇用するにいたっており、それにより法定雇用率も達成している。また、21年度には同校から1人、新たに管内特別支援学校から1人を採用することが決定しており、同校を含め、管内特別支援学校からの新規採用により、今後の雇用拡大に大きな期待がもたれている。また、同校生徒の実習の場が生まれていること、実習を通して同校生徒が働くことを示せていることも、この取組みの重要な意義となっている。さらに、労働力が不足する農家へ労働力の提供ができていることに加え、地域におけるJAの活動の理解が進むなどの効果もみられるのである。

(注1) 本章は、主に20年11月にJAながさき県央でヒアリングを行った際に得た情報をもとに執筆したものである。

第5章 JA ぎふー特例子会社による雇用ー（注1）

JA ぎふ（以下、「JA」と呼ぶ）は、特例子会社を設立し、福祉事業所（以下「事業所」という）の利用者を雇用する取組みを行っている。吉田（2019a）によると、特例子会社とは「障害者の雇用環境を整備するなど一定の要件を満たしたと認定された会社のこと」で、雇用した障害者は親会社の障害者雇用の実績としてカウントされる」ものである。この取組みを行ううえで、特例子会社が障害者を雇用する際の不安・負担を軽減することが重要であり、そのために何がポイントになっているのだろうか。以下で検討していこう。

1 JA ぎふの概要と管内農業の特徴

JA は岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡の笠松町と岐南町、本巣郡北方町を管内とする。2019 年度現在の組合員総数は 10 万 1,493 人で、そのうち正組合員数は 4 万 1,236 人である。管内では、米、麦、大豆のほか、イチゴ、柿、枝豆等の園芸作物、肉牛、肉豚等の畜産物が生産されている。管内では全国平均よりも高齢化が進んでいることもあり、農業の現場における人手不足もみられる。

2 活動内容

（1）取組みのきっかけ

JA ぎふでは、以前から障害者を雇用していた。10 年代半ばになり、組合員のなかにも障害者のいる家庭が少なからずあり、その組合員の悩みを解決することが JA の仕事であるという着想に基づき、JA 内部から「農福連携は農協がやるべき」「これこそ農協のあるべき姿」という声が上がり、特例子会社設立のためのプロジェクトが始まった。

このプロジェクトを進める段階で、地元の B 型事業所ウェル・ファーム（以下「ウェル・ファーム」という）の代表がオブザーバーとして当プロジェクトに参加し、障害者の情報共有が可能な関係が構築された。そして、20 年 7 月に子会社「（株）JA ぎふはっぴいまるけ」を設立し、20 年 12 月には認可を受け、単位農協初の特例子会社となった。

（2）仕組み

図表 I-5-1 にあるように、同社は B 型事業所および就労移行支援事業所から障害者を雇用している。以下では、同社、B 型事業所、就労校支援事業所の組織や相互の関係をみていく。

まずは同社についてみていく。同社は障害者の従業員 16 人、役員（非常勤）1 人、監査役（非常勤）1 人、運営を担当するスタッフ 3 人で、計 21 人で組織されている。

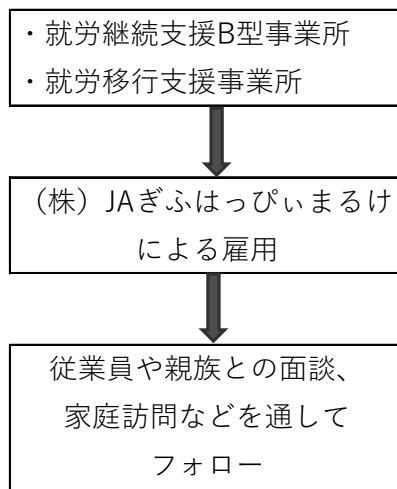
障害者の従業員 16 人のうち 11 人は JA からの転籍者で、同社では「総合部門」に所属している。5 人は 20 年度に新規採用されており、「農業部門」の所属となっている。スタッフ 3 人のうち 1 人は JA からの出向者で同社の統括部長、1 人は JA の元職員でジョブコ

ーチの資格者、1人はウェル・ファームの元代表で、同社の真正事務所の所長である。所長は作業療法士の資格を持ち、病院での勤務経験もある。統括部長と所長も、同社設立後にジョブコーチの資格を取得している。また、監査役もジョブコーチの資格を持つ。

次にウェル・ファームについてみていく。20年度にはっぴいまるけの「農業部門」に採用された5人のうち、4人（精神障害者3人と身体障害者1人）がウェル・ファームから採用されている。ウェル・ファームは14年に法人登記し、15年にオープンしている。20年12月現在、登録者数は23人で、そのうち精神障害者12人、知的障害者9人、身体障害者2人となっている。オープン当初より、農家から農作業を請け負ってきたほか、農業以外の内職も請け負ってきた。既述のとおり、元代表（現・真正事務所の所長）は、JAぎふによる特例子会社設立のためのプロジェクトのオブザーバーとして参加してきた。ウェル・ファームは、オープン以降、JA敷地内の施設を借りて事務所としている。現在は隣にはっぴいまるけの真正事務所がある。

最後に、就労移行支援事業所パッソ（以下「パッソ」という）についてみていく。20年度にはっぴいまるけの「農業部門」に採用された5人のうち、1人（精神障害者）がパッソから採用されている。これまでも、JAはパッソから障害者を採用してきた経緯があり、パッソからの採用者で現在もはっぴいまるけの「総合部門」に所属する従業員がいる。また、これまでJAが雇用した障害者のケアをパッソが担当するなど、連携関係を維持してきた。

図表 I-5-1　はっぴいまるけ「農業部門」における
雇用の仕組み



資料　ヒアリング結果をもとに作成

なお、はっぴいまるけは、雇用後に従業員の親族と面談を行うことを重視しており、ほとんどの従業員の家庭訪問を行っている。また、従業員本人との面談（個別面談）も重視し、週に1回以上実施することで、社内で各従業員の個性について情報共有するようにしている。出勤時間、退勤時間、労働時間等については、親族、医師、支援団体などとも相談し、柔軟に変更しているという。ジョブコーチによる作業内容の指導も実施している。このようにすることで、各従業員と良好な関係を構築することが可能になっているという。



はっぴいまるけ新正事務所（左）とウェルファーム事務所（筆者撮影）

（3）作業内容

農業部門の従業員は年間を通して農業に関する作業を行う。具体的には、農家からの請負作業やJAの選果場やライスセンターにおける作業などである。また、同社所有の農地でジャガイモの栽培にも従事している。総合部門の業務は主に印刷、清掃、直売所勤務だが、農繁期には農業部門を補助している。

（4）報酬と労災保険

障害者の従業員16人の雇用形態は基本的にフルタイムの時給制（最低賃金以上）で、半年更新である。週休2日制で、1日の就業時間は8時間以内としているが、従業員の健康状態などにより、6時間ほどにすることもある（注2）。労災保険と健康保険には同社が加入している。

3 実績

上記のとおり障害者の従業員数は16人で、農業部門5人、総合部門11人である。JAではプロジェクト開始当初から法定雇用率を達成していたが、20年度の5人の採用により、さらに雇用率を上げている（注3）。

従業員の親族からは、「子供が元気になっているのでありがたい」、従業員からは「いろいろな仕事を行いたい」「仕事が楽しみでしょうがない」との声が聞かれる。農業部門の4人はB型事業所（ウェル・ファーム）からの雇用であり、同社に入社してからの報酬は最低賃金以上になり、とても喜ばれているという。

ウェル・ファームからは、「従業員たちが安定した職を得てくれて良かった」「4人を送り出せたことが、福祉全体、地域全体への貢献になった」との声が聞かれた。また、パソからは、「この会社なら安心して預けられる」として、有望な人材が紹介されるという。

農家からも、農作業依頼に関する問合せが多くなったという。また、「農繁期など必要な時期に作業を手伝いに来てくれる助かる」「米と麦の生産規模拡大につながった」など、評価する声が聞かれた。

JA役職員からは、「従業員の楽しく元気な声が飛び交うようになった。挨拶も元気良く、職員との交流も多くなつた」「農福連携は地域貢献を目指すJAのあるべき姿」などの声が聞かれた。

4 小括

最後に、雇用の不安・負担を軽減するためのポイントを整理しよう。

雇用前においては、次のことがポイントとして挙げられる。はっぴいまるけがB型事業所および就労移行支援事業所と連携関係を築き、利用者（障害者）の情報を共有できる体制をしていることに加え、同社内にジョブコーチや作業療法士の資格を持つスタッフを配置することで、より雇用に適した人材の採用が可能になっている。

雇用後においては、次のことがポイントとして挙げられる。事業所との連携関係を維持することで、雇用後も事業所に相談できる体制ができている。また、上述のジョブコーチ等の配置は、各障害者に適した作業を適宜検討することを可能にしている。さらに、従業員本人や親族との面談を頻繁に行うことに加え、医師や支援団体などと連携をとることで、従業員の状況をより詳細に把握することが可能になっている。

以上のように、はっぴいまるけは、雇用の不安・負担を軽減するためのさまざまな工夫を取り入れることで、20年度に新規で5人の障害者を事業所から雇用するにいたっており、それにより元々達成していた法定雇用率をさらに引き上げている。また、B型事業所の利用者だった人々を最低賃金以上で雇用するなど、地域において安定的な雇用を生み出していることは、この取組みの重要な意義となっている。さらに、労働力が不足する農家

組合員へ労働力の提供ができていることなど、組合員にとっても大きな意義のある取組みとなっているのである。

(注 1) 本章は、主に 20 年 11 月に (株) JA ぎふはっぴいまるしえでヒアリングを行った際に得た情報をもとに執筆したものである。

(注 2) 総合部門の転籍者も以前からこの条件であった。

(注 3) 法定雇用率を下回る雇用率の場合、常用労働者 100 人超の企業は納付金の支払いが必要になる一方で、上回る場合は調整金・奨励金を受け取ることができる。

第6章 総括—農協による農福連携の展開方法—

ここまでみてきたように、農業側には「障害者とともに働くことに対する不安・負担」があり、農協が農福連携を展開するために、それを軽減することが求められている。本章では、2～5章で取り上げた4つの事例の取組みを横断的にみることで、農業側の不安・負担軽減のためのポイントをとりまとめる。

1 各事例における取組みのポイントの振り返り

はじめに、2～5章で検討した、農業側の不安・負担を軽減するためのポイントを振り返る。

(1) JA 静岡市の取組みにおけるポイント

農作業請負の仲介を行うJA静岡市の場合、次のようなことがポイントとなっている。仕組みにおいては、①試用期間を設けることにより、農家が請負作業の成果をみた上で、場合によっては試用期間後の契約をキャンセルすることを可能にしている。②農家と事業所による契約締結の際などにJA職員が立ち会うことにより、契約の不備等を回避できるようにしている。③農家と事業所で相対のやりとりになった後も、JA職員が巡回を行うことで、農家がJA職員に相談しやすい環境にしている。④請負料を出来高制にすることで、請負料と成果のアンバランスを回避している。⑤請負料の交渉などはJAが調整役となることで、トラブル発生を抑制している。⑥各事業所が労災保険に加入する旨を農家に伝えることで、作業中のケガ等に対して農家が責任を負う必要がないことを明確にしている。⑦作業の際、事業所職員が利用者に付き添って指導役となることを明示することで、農家が指導する必要ながないことを明確にしている。

また、実際の作業においては、①農家から作業に関する要望がある場合、農家が利用者と直接やりとりせず、事業所職員あるいはJA職員に相談する方法とすることで、利用者に円滑に伝えることを可能にしている。②作業を事業所の施設内で行うようにすることで、農家が屋内作業場を追加して用意する必要をなくしている。③葉ねぎの運搬をすべて事業所が行うことで、農家が運搬する必要がなくなるようにしている。

なお、この取組みには、事業所の不安・負担を軽減するための工夫もみられる。①各利用者の個性を生かすため、JA職員が助言しながら、事業所職員が作業の細分化や担当決めを行っている。②利用者が参加しやすい環境にするため、環境変化の少ない施設内の就労（内職）から始めている。③事業所職員が作業内容等を相談しやすくするため、作業前に農家へ葉ねぎを受取りに行き、作業終了後に農家へ運ぶ方法にして、農家と顔を合わせる機会が必然的にできるようにしている。以上のような工夫によって、事業所が効率的に請負作業を行えるようになることも、間接的ではあるが、農家にとっての不安・負担をさらに軽減することにつながっている。

(2) JA めぐみのの取組みにおけるポイント

農作業請負の仲介を行う JA めぐみの場合、次のようなことがポイントとなっている。仕組みにおいては、①部会で決議して農作業請負を依頼する方針を示してもらうことで、農家が依頼しやすくしている。②農家と事業所で相対のやりとりになった後も、JA 職員が作業場等を頻繁に訪問することで、農家が JA 職員に相談しやすい環境にしている。③請負料を出来高制にすることで、請負料と成果のアンバランスを回避している。④請負料の交渉などは JA が調整役となることで、トラブル発生を抑制している。⑤各事業所が労災保険に加入する旨を農家に伝えることで、作業中のケガ等に対して農家が責任を負う必要がないことを明確にしている。⑥作業の際、事業所職員が利用者に付き添って指導役となることを明示することで、農家が指導する必要ながないことを明確にしている。

また、実際の作業においては、①農家から作業に関する要望がある場合、農家が利用者と直接やりとりせず、事業所職員あるいは JA 職員に相談する方法とすることで、利用者に円滑に伝えることを可能にしている。②JA が作業場となるハウスを事業所に貸すことで、農家が追加して作業場を用意する必要をなくしている。③調整後のサトイモの運搬を事業所が行うようにすることで、農家が運搬する必要がなくなるようにしている。

なお、この取組みには、事業所の不安・負担を軽減するための工夫もみられる。①各利用者の個性を生かすため、JA 職員が事業所職員の相談にのり、作業の細分化や担当決めを行っている。②作業の効率性を高めるため、JA は作業場として、事業所に遊休期間中である水稻育苗ハウスを有料で貸している。事業所はそのハウスを利用することで、サトイモを早く乾燥させられるだけでなく、流れ作業も可能になっている。③事業所が作業内容等を相談しやすくするため、JA 職員がほぼ毎日作業場を訪問しているのに加え、農家がサトイモを作業場に運び、顔を合わせる方法としている。以上のような工夫によって、事業所が効率的に請負作業を行えるようになることも、間接的ではあるが、農家にとっての不安・負担をさらに軽減することにつながっている。

(3) JA ながさき県央の取組みにおけるポイント

雇用の取組みを行う JA ながさき県央の場合、次のようなことがポイントとなっている。雇用前においては、JA が実践に近い 2 つの実習を受け入れることで、生徒の個性を把握し、JA の仕事に適しているかどうかを判断する場を設けている。またそれは、生徒の働く力を高める機会にもなっているので、雇用後にスムーズな就労を可能にしているといえる。さらに、実習から雇用にいたるまで、JA の総務部総合企画課と総務課、および営農部指導振興課が連携して進めることで、多角的に生徒の個性を把握できている。

雇用後においては、次のことがポイントとして挙げられる。高等特別支援学校が 2 年間のフォローを行うことに加え、2 年を超えた場合でも適宜対応してもらえることで、福祉

の専門家からのアドバイスを受けやすくなっている。このようなフォローワーク体制が、離職防止につながっているという。

なお、この取組みと直接の関係はないが、女性部が同校生徒・教員と積極的に交流を行っている。女性部のイベントで同校の生徒に和太鼓を演奏してもらったり、一緒にゼリー作りをすることもある。女性部が同校に見学に行くこともあるという。そのようにして女性部と同校生徒・教員が交流を深めた結果、女性部から同校の取組みを高く評価する声が多く上がったことに加え、同校とJAとの関りが増えたことで、JA役職員が同校生徒を理解する機会が増したのである。そのようなことが、この取組みを後押ししているといえる。

(4) (株)JA ぎふはっぴいまるけの取組みにおけるポイント

雇用の取組みを行う (株) JA ぎふはっぴいまるけの場合、次のようなことがポイントとなっている。雇用前においては、はっぴいまるけがB型事業所および就労移行支援事業所と連携関係を築き、利用者（障害者）の情報を共有できる体制としていることに加え、同社内にジョブコーチや作業療法士の資格を持つスタッフを配置することで、より雇用に適した人材の採用が可能になっている。

雇用後においては、次のことがポイントとして挙げられる。事業所との連携関係を維持することで、雇用後も事業所に相談できる体制ができている。また、同社内にジョブコーチや作業療法士の資格を持つスタッフを配置することで、各障害者に適した作業を適宜検討できている。さらに、従業員本人や親族との面談を頻繁に行うことに加え、医師や支援団体などと連携をとることで、従業員の状況をより詳細に把握することが可能になっている。

2 考察

本節では、農作業請負の仲介の場合、雇用の場合、それぞれにおける農業側の不安・負担軽減のポイントを事例横断的に考察する。

(1) 農作業請負の仲介の場合

農作業請負の仲介の場合、仕組上の不安・負担軽減のポイントは以下の通りである。

①JA職員が農家と頻繁に顔を合わせる機会を作ることで、農家がJA職員に相談しやすくなっている。②請負料を出来高制にすることで、請負料と成果のアンバランスを回避している。③交渉事などにはJA職員が調整役となることで、トラブルを回避している。④労災保険には事業所が加入することなどを農家に伝えることで、作業中のケガ等において農家が責任を負う必要がないことを明確にしている。⑤事業所職員が利用者に付き添って作業を行うことを明示し、農家が指導する必要がないことを明確にしている。

実際の作業においては、①農家から作業に関する要望がある場合、農家が障害者とやり取りするのではなく、事業所職員やJA職員に伝えるようにすることで、円滑に伝わるようしている。②福祉側が作業場を用意することで、農家が用意する必要をなくしている。③農作物の運搬を事業所が担うことで、農家が運搬する手間を省いている。

また、事業所の不安・負担を軽減することで、間接的に農家の不安・負担を軽減する方法もみられる。①JA職員が作業の細分化の相談に乗ることで、農業に詳しくない事業所が適切な細分化や担当決めを行えるようにしている。②JA職員が頻繁に作業場を訪問したり、農作物の運搬を事業所職員が行う仕組みとすることで、事業所職員がJA職員や農家に対して作業内容の相談ができるようにしている。

加えて、JA静岡市とJAめぐみのでは、農家の不安・負担を軽減するための各々の工夫もみられる。JA静岡市の取組みでは、①農作業請負に試用期間を設けることで、農家が請負作業の様子をみたうえで改めて契約を進めるかどうかを判断できるようにしている。また、②障害者にとって負担の少ない内職から取り組み、各工程を写真で示すなど、障害者が取り組みやすい作業環境とすることで、農家が求める成果を可能にしている。

JAめぐみのでは、①生産部会で事業所への作業依頼を行うことを決議し、部会の方針の下で各農家が作業を依頼する方法にすることで、農家が依頼しやすくしている。また、②JAが事業所に育苗ハウスを貸して作業の効率性が高まることで、農家が求める成果を可能にしている。

(2) 雇用の場合

雇用の場合、①雇用前に各障害者の個性を十分に把握できる仕組みを作ることである。高等特別支援学校からの採用なら実習を取り入れた方法であり、事業所からの採用なら、事業所との連携関係を築いて取組みを進める方法がそれに当たる。

また、②雇用後に福祉側と相談できる仕組みを作ることも重要である。農協および特例子会社が福祉側と連携関係を構築・維持することにより、福祉の専門家に相談しながら、各従業員に適した対応を検討できている。

加えて、JAながさき県央と(株)JAぎふはっぴいまるけでは、各々で特有の工夫もみられる。JAながさき県央においては、組織内の複数の部課署で多角的に生徒をみることで、各生徒の個性をより深く把握している。また、女性部と高等特別支援学校との交流が、農協役職員による同校生徒への理解を深める重要な機会になっている。

一方、はっぴいまるけでは、組織内にジョブコーチなどを配置することで、専門的な視点による採用が可能であり、雇用後も適切な指導を行うことができている。また、従業員本人やその親族との面談や家庭訪問等を頻繁に行うことで、各従業員の個性を理解することが可能になっている。

3 含意と今後の課題

本章では、4つの農協の取組みを検討することで、農福連携の取組みを行う際の農業側における「障害者とともに働くことに対する不安・負担」を軽減するポイントを検討した。結果は前節で考察したとおりである。

さらに、以上の検討を行った結果、次のように、農協が農福連携に取り組む意義についての含意が得られた。

農作業請負の場合、①農協は農家との密接な関係があるため、農福連携を説明する機会を持ちやすいことから、農家の不安・負担を軽減しやすいこと、②農協は地域の関係機関とのネットワークがある、または築きやすいこと、③農協事業の総合性により、管内の多様な経営を組み合わせて紹介することで、長い期間の作業請負を実現できることである。

雇用の場合、①上記③と同様に、事業の総合性により、農閑期や雨の日の作業でも柔軟に作業作りができること、②取組みのきっかけは法定雇用率の問題であっても、農協が取り組むことで、農家や地域社会に貢献しうる分野での障害者就労を促進できることである。

このような意義をみいだすことができた一方で、農協にとって何が誘因になるのかという疑問が生じる。例えば、各事例から農協がこの取組みを行うメリットを考えた場合、農家の規模拡大により一定の集荷量確保が可能になる、農家・地域への貢献により地域における農協の活動を理解してもらう機会になることなどが挙げられる。ただし、この取組みを行う際は農協にコストが発生することから、コストとの関係も踏まえた詳しい分析が求められるところであり、それは今後の課題としたい。

第II部 農協仲介による援農ボランティアの 定着要因に関する分析

第1章 問題の所在

1 はじめに

高齢化や後継者不足などに伴い、農業における人手不足が深刻な問題となっている状況下、援農ボランティアの取組みが注目される。援農ボランティアの明確な定義はないが、例えば柏江市によると、「農業者の方々の労働力不足を補うために、自然に触れ合いながら農業のサポートを行いたい市民等がボランティアとして農作業のお手伝いを行うというもの」であり、農業に触れたい一般市民、人手不足を解消したい農家、農地保全を目指す行政から、この取組みへの期待が高まっているのである。

ところが、一般市民からすると、援農に関わることへのきっかけが少なく、知らない業界への不安もある。農家からすれば、援農参加者への気遣いが必要になることや、受け入れるための手間への不安などがある。そのため、この取組みを定着させるためには、一般市民と農家の参加を促し、両者をつなげられる仲介機関の働きがきわめて重要になる。

このような状況下、農協は農家との密接な関係があることに加え、准組合員や地域住民との接点も多いなど、仲介機関として非常に適していると考えられる。また、援農ボランティアの取組みにより、地域農業振興への貢献が可能となるため、仲介機関としての役割を果たすことは、農協にとってのメリットにもなる。

ただし、農協によるこの取組みは、筆者が知る限りでは1990年代には始まっているものの、農協が仲介機関になる場合であっても、一般市民と農家の参加を促してつなげ、定着させるためのノウハウといえるようなものがない。そのため、容易に取りかかることができる事業ではなく、現段階で、この取組みの大きな普及はみられない。

そこで本稿では、4つの農協の事例を取り上げ、農協がこの取組みを定着させるにあたってのポイントについて検討する。なお、「援農ボランティア」とは一般的に都市部での取組みを指す。そのため、本章で事例とするのは、援農ボランティアに取り組む都市部の農協である（注1）。

構成は以下のとおりである。第1章（本章）では、援農ボランティアの概要と課題を整理する。第2～5章では、事例とする4つの農協の取組みから、それぞれの事例における定着のためのポイントを整理する。第6章で総括を行う。

2 援農ボランティアの概要と課題

（1）効果と方法

援農ボランティアの取組みによる効果は、八木・村上（2003）や江川（2007）などで次のように説明されている。援農参加者には、主に、農作業から得る憩いや健康の増進といった、保健レクリエーション効果がもたらされる。受入農家には、主に、農業経営の所得向上効果がもたらされる。これは、援農参加者の労働力が直接的に経営の農業所得につながる「直接的生産効果」と、援農の導入により経営サイドに張合いや効率化が生じ、結果的に所

得が増加する「生産誘発効果」に分類されるという。さらに、派生的にもたらされる効果もある。都市農地の保全管理や緑地保全に加え、人的交流、仲間づくり、住民の農業への理解が深まることなどの効果である。

この援農ボランティアの取組みでは、仲介機関が一般市民と農家の参加を促し、両者をつなぐことで、実際の援農が実施される。ただし、この取組みは事例ごとに方法が異なるため、具体的な仕組みや作業内容等については、第2～5章で各事例をみながら確認することにしたい。

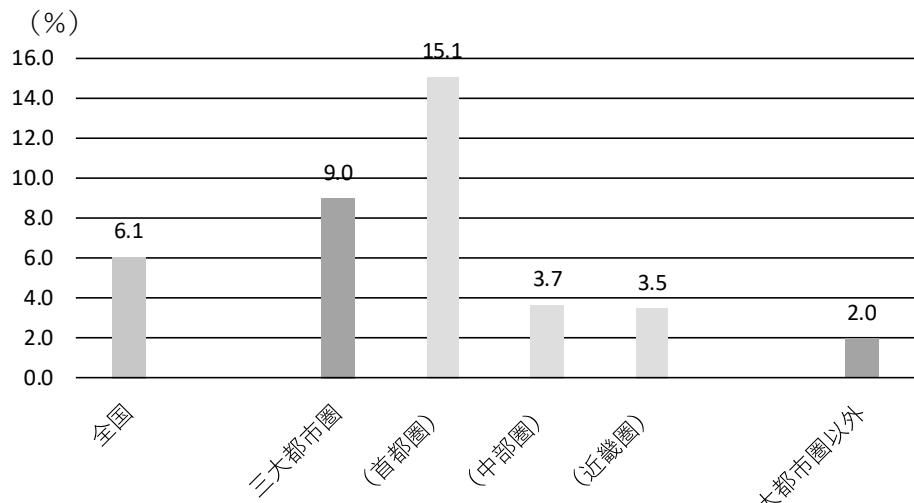
なお、「援農ボランティア」という言葉から、報酬なしで援農を行うと想像されるケースが多いが、そればかりではない。報酬が一切ない場合がある一方で、「援農に携わった作物の持ち帰りがある」「昼食が提供される」「交通費の支給がある」などという場合もあり、取組みによってさまざまである（注2）。

（2）動向

近年、この取組みは首都圏を中心とした三大都市圏での期待が大きい。農林水産省（2011）による地方自治体アンケートの結果を図表II-1-1でみてみよう。「市街化区域内で実施している施策・事業」として「援農ボランティアの育成・登録・派遣」と回答したのは全国で6%のところ、三大都市圏で9%、三大都市圏以外で2%となっている。三大都市圏のなかでも首都圏は最も高い15%である。また、図表II-1-2で「重要だと考える農業振興施策項目」をみると、「援農ボランティアの育成・登録・派遣」とした自治体が全国で24%だが、三大都市圏で30%、三大都市圏以外では15%となっている。

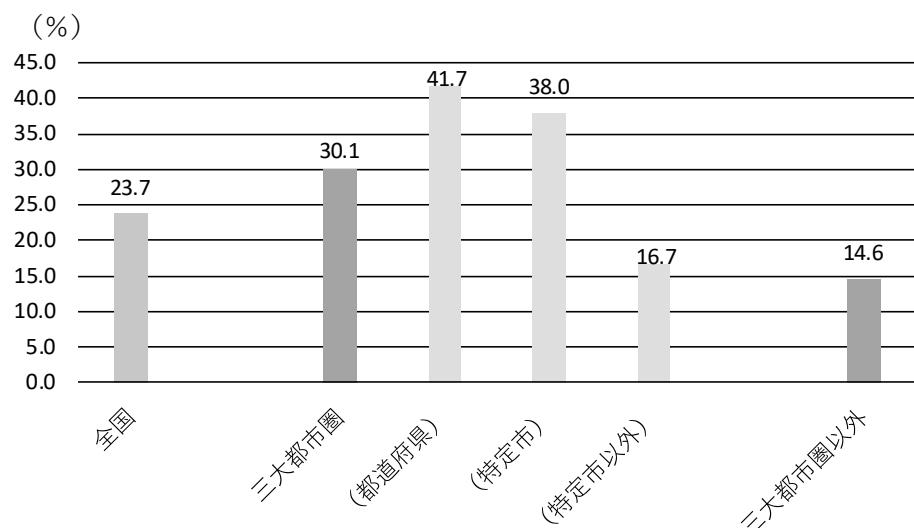
なお、八木・村上（2003）では、「援農ボランティア」について、「都市住民にボランティアとして農作業の手伝いをしてもらい、交流促進と生産性向上の両立を図ろうとするもの」としている。また、小柳（2016）では、「援農ボランティア」の参加者を「都市農業の近隣住民」と規定している。このように「援農ボランティア」とは、前述のとおり、基本的に都市部での活動を指すものといえる。ほかにも、（一社）全国農協観光協会による「援農ボランティア」がある。これは、主に都市部の人々が農村部に出向き、援農を行う取組みである。また、農村部では「援農サポーター」「援農ワーカー」「援農隊」などと呼ばれる取組みもあるが、これらはいずれも、本稿で取り上げる「援農ボランティア」とは内容が異なるため、以下では、「援農ボランティア」に取り組む都市部の農協を事例とした検討を行うこととする。

図表II-1-1 市街化区域内で実施している施策・事業
(「援農ボランティアの育成・登録・派遣」の回答自治体数割合)



資料 農林水産省(2011)

図表II-1-2 重要だと考える農業振興施策項目
(「援農ボランティアの育成・登録・派遣」の回答自治体数割合)



資料 農林水産省(2011)

(3) 課題

以上のように、首都圏を中心とする三大都市圏での期待が大きい援農ボランティアであるが、安藤・大江(2016)が「市民農園活動は歴史が長く全国で活動が盛んであるが、一方援農ボランティアは、活動の歴史が浅くノウハウの蓄積が不十分で、円滑な活動を実施出来ていないものも多い」というように、依然として広く展開するといった状況には至っていない

い。

その要因は、次のように考えられる。同じく安藤・大江（2016）が「援農活動を活性化させる方法としては、参加者の増加と、在籍メンバーの参加頻度の向上が考えられる」といつているように、援農参加者の不足が、一因と考えられるのである。

一方、深瀬（2015）が「援農ボランティア希望者数に対して受入れ希望の農業者数が少ない」と問題提起しているように、受入農家の不足も、その一因といえる。江川（2007）や八木ほか（2005）によると、受入農家には、援農参加者への気配り・気遣いが必要であるという。それは、援農参加者が困らずに作業を進められているか、間違った作業をしていないか、ケガをしないかなどについてのことであろう。また、受入れのための準備にも負担・不安を感じる農家もいるという。そのため、人手不足の状況でも、援農ボランティアの利用に踏み込めない農家が多いのである。

このように、一般市民と農家の参加を促してつなげ、定着させていく難しさは、筆者が各農協で聞き取り調査を行った際にも頻繁に聞かれた。

以上から、この取組みを広く展開していくためには、仲介機関の役割を担う農協の役割がきわめて重要であると考えるのである。

以下、第2～5章では、そのような問題意識を持ち、この取組みを定着させている4つの事例の実態を整理しつつ、農協が仲介機関となる際、一般市民と農家の参加を促してつなげ、定着させるためにはどのようなことがポイントになるのかを検討する。事例とするのは、JA相模原市、JA東京むさし三鷹支店（注3）、JAなんすん、JA横浜である。これらの農協が援農ボランティアの取組みを始めたのはそれぞれ95年、01年、10年、12年である。この順にみていくこととしよう。

（注1）本稿で取り上げる事例を農林水産省「農業地域類型」でみると、JA相模原市、JA東京むさし三鷹支店、JA横浜の管内はいずれも「都市的地域」と区分されている。JAなんすんについては、管内である裾野市が「中間農業地域」となっているものの、その他の沼津市、清水町、長泉町は「都市的地域」と区分されている。以上から、4つの農協を都市部の事例と位置付けている。

（注2）報酬については、小野（2019）などで詳しく説明されている。

（注3）JA東京むさし三鷹支店と明記しているのは、支店単位で援農ボランティアの取組みを行っているためである。

第2章 JA 相模原市による取組み（注1）

1 JA 相模原市の概要と管内農業の特徴

JA 相模原市（以下、「JA」と呼ぶ）は、神奈川県相模原市南区、中央区、緑区の一部を管内とする。2019年2月28日現在の組合員総数は2万8,115人で、そのうち正組合員数は4,090人である。管内では、露地野菜を中心とした多品目の野菜が生産されているほか、鶏卵生産も盛んである。一方で、市民による「農業に触れたい」というニーズも高いという。

2 活動内容

JA（注2）は、組合員の高齢化等を原因とする農作業の担い手不足の解消を目的として（注3）、95年にこの取組みを始めた。担当部署は営農部営農支援課で、同事業を行うため、他の業務との兼務で2人の職員を配置している。募集対象となるのは68歳以下の管内市民である。JA・NPO 援農さがみはら（注4）（以下「NPO」という）・相模原市の連携により、この取組みは実施されている。

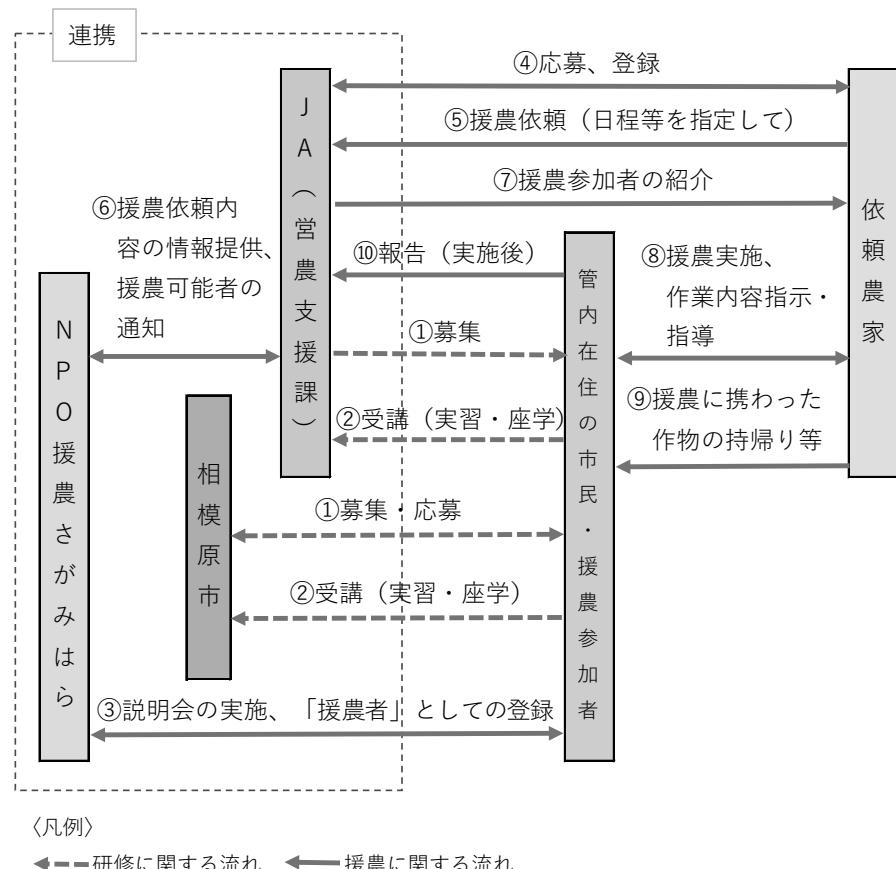
図表II-2-1で援農ボランティアの仕組みをみていく。JAが最初に実施するのが市民農業研修講座（以下「研修」という）である。研修の周知を行うため、JAと相模原市では、それぞれの広報誌やホームページに募集内容を掲載するとともに、JAの支店や公民館等に案内パンフレットを置いている（注5）。参加希望者は、相模原市農政課にはがきで応募する。後日、JAにて希望者向けの事前説明会を開催し、3年間の研修修了後に援農に携わることが前提であること等の説明を行う。それを了承した希望者が、研修を受講することになる。

研修は、1年目のビギナーコースと2・3年目のサポートコースに分かれており、3年間で計75回開講される。受講料は無料で、研修のための費用はJAと相模原市で助成している。例年、閉講式の前に、NPO主催の説明会が開催され、修了予定者に対して「援農者」（会員）としての登録を呼びかけている。

次に、実際の援農についてみていく。はじめに、農家が事業の利用を希望する場合、JAで仕組み等の説明を行い、農家がそれに同意すれば、「依頼農家」として登録される。そして、登録された依頼農家で援農の必要が生じた際、JAへ援農を依頼する。これは、作業日の1週間前までとなっている。それを受けたJAは、その情報をNPOへ電子メールで伝える。NPOでは、電子メールで会員の希望をとった後、結果をJAへ伝える。それを受けたJAは、依頼農家へ援農参加者を紹介する。そして、実際の援農が行われる。援農修了後、収穫に携わった作物の持ち帰り等が行われる。

1回の作業は原則午前9時から午後4時までで、1日がかりで行われる。作業内容は、露地野菜の収穫を中心に、その他多品目野菜の施肥・播種・定植・収穫など、簡単で危険ではない手作業となっている。また、水田作業を行うこともある。ただし、いずれの場合も機械操作等の危険な作業は行わない。

図表 II-2-1 JA 相模原市における援農ボランティアの仕組み



資料 JA 相模原市でのヒアリング結果をもとに作成

3 実績

実績をみると、サポートコース修了者数は累計 600 人を超えており（注6）、そのうち、18 年度現在の NPO 加入者数は 90 人で、実際の援農への参加者数は 63 人である。参加のべ人数は 2,488 人となっており、1 人当たりで 39 回援農に参加したことになる。1 人当たりの参加回数が非常に多いため、参加のべ人数がかなり多くなっているのである。援農参加者は 60 歳代が中心で、「大好きな農作業で体を動かすことは健康に一番。私の生きがい」などの声があるという。

なお、援農参加者は 3 年間で計 75 回の充実した研修を受講していることに加え、上述の通り 1 人当たりの援農回数がかなり多い。また、NPO は JA から活動助成の一環として農作業委託を受けるなど、農業により深く関わりたい人々が集まっている。このようなことから、熟練度の高い援農参加者が多いといえる。

依頼農家数は、18 年度で 44 戸となっている。依頼農家からは「ヤマトイモの場合、家族だけでは 3 反が限界だ。援農さんのおかげで 1 町歩以上に規模拡大できた。本当に感謝して

いる」など、好評という（注7）。

4 小括

最後に、この取組みのポイントを整理しよう。

JAは一般市民の参加を促すため、次のような工夫をしている。①研修を実施することで、一般市民への参加のきっかけを作っている。特に、当JAの場合、より本格的な援農活動を行うことから、その後の援農に対応できるような研修内容としていることが特徴的である。農家からみても、援農に参加する人々が充実した研修を受講していることで、受け入れやすくしているといえる。②そのような研修を行うに当たり、周知にも工夫がみられる。相模原市とJAの広報誌やホームページ、JAの支店等にパンフレットを置くなど、一般市民の目につきやすくしている。また、相模原市が窓口になることで、農協を利用したことのない人々でも申し込みやすくなっている。③閉校式の前に、NPOが修了予定者へ「援農者」として登録を呼びかけることが、修了予定者の参加を促す後押しとなっている。

またJAはこの取組みを定着させるため、次のような工夫もしている。①援農者と依頼農家のことをよく知るNPOやJAが参加を呼び掛けることで、両者の満足感を高めるような援農を実現している。②3年間という長い研修期間を設定し、その後、高い頻度で援農活動に参加してもらうことに加え、JAの委託作業に当たってもらうなど、援農者にとって仲間づくりの場にもなるようにしている。③1回の作業は1日がかりと長いが、収穫に携わった作物の持ち帰り等が行われることで、充実感を得てもらうようにしている。④援農者とNPOのやり取りを電子メールで行うなど、連絡方法を簡便にしている。



JA相模原市営農センター（筆者撮影）

このように、JAは一般市民と農家をつなぎ、援農活動に定着させるためのさまざまな工夫を取り入れることにより、各援農者による参加頻度の高い援農活動を実現している。また、依頼農家も規模拡大を実現するなど、好評を得ているのである。

(注1) 本章は、主に19年9月にJA相模原市でヒアリングを行った際に得た情報をもとに執筆したものである。

(注2) JAでは、この取組みを「援農システム」、取組みへの参加者を「援農者」と呼んでいるが、本稿では他の事例と統一するため、それぞれ「援農ボランティア」「援農参加者」と呼ぶこととする。なお、連携先である相模原市ホームページには「援農ボランティア」という表現が使用されている。「依頼農家」という表現については、他の事例と統一することなく、そのまま「依頼農家」とする。それはJAによるこの取組みの場合、JAが農家を募集することではなく、農家の希望により登録され、その登録された農家が依頼して実際の援農が行われるという仕組みとしているためである。

(注3) JA提供資料より。

(注4) NPO援農さがみはらは研修修了者で構成されており、岩崎(2019)によると、援農参加者の組織化の一端を担っているという。事務所をJAの敷地内に置き、JAから作業委託も受けるなど、緊密な関係にある。

(注5) 日本協同組合連携機構(2018)より。

(注6) 岩崎(2019)より。

(注7) 援農参加者・依頼農家の声とも日本協同組合連携機構(2018)より。

第3章 JA 東京むさし三鷹支店による取組み（注1）

1 JA 東京むさしの概要と管内農業の特徴（注2）

JA 東京むさし（以下、「JA」と呼ぶ）は、東京都三鷹市、小平市、国分寺市、小金井市、武蔵野市を管内とする。2019年3月31日現在の組合員総数は2万8,970人で、そのうち正組合員数は3,190人である。管内では主に多品目野菜が生産されている。三鷹市による市民農園やJAによる体験農園の人気が高く、「農業を行いたい」「土いじりがしたい」というニーズが高い地域であるという。

2 活動内容

JAでは、高齢化・後継者不足等による人手不足が問題になっていた際、東京都農林水産振興財団（以下「振興財団」）から「東京の青空塾事業」の取組みの紹介を受け、01年よりこの事業に着手した。目的は、農業者と交流を図りながら都市農業を応援してくれるボランティアを養成することに加え、そのボランティアを農家へ派遣し、農家と共に新鮮で良質な農産物等の生産を担ってもらうこととしている（注3）。担当部署は指導経済課で、同事業を行うため、他の業務と兼務で2～3人の職員を配置している。募集の対象となるのは20歳以上の三鷹市民である。三鷹支店は振興財団・三鷹市との連携により、一般市民と多品目野菜生産農家をつなげる役割を担っている（注4）。

図表II-3-1で援農ボランティアの仕組みをみていく。最初に「援農ボランティア養成講座」（以下「研修」）の周知を行うため、三鷹市がその情報を市報・ホームページなどに掲載するのに加え、ポスターを三鷹市の施設やJA三鷹支店を含めた6つの支店で貼るなどしている（注5）。

希望者は、はがきで三鷹支店指導経済課に応募する。研修先の農家は、三鷹支店の組合員でありなじみのある各農家に依頼して集めている。

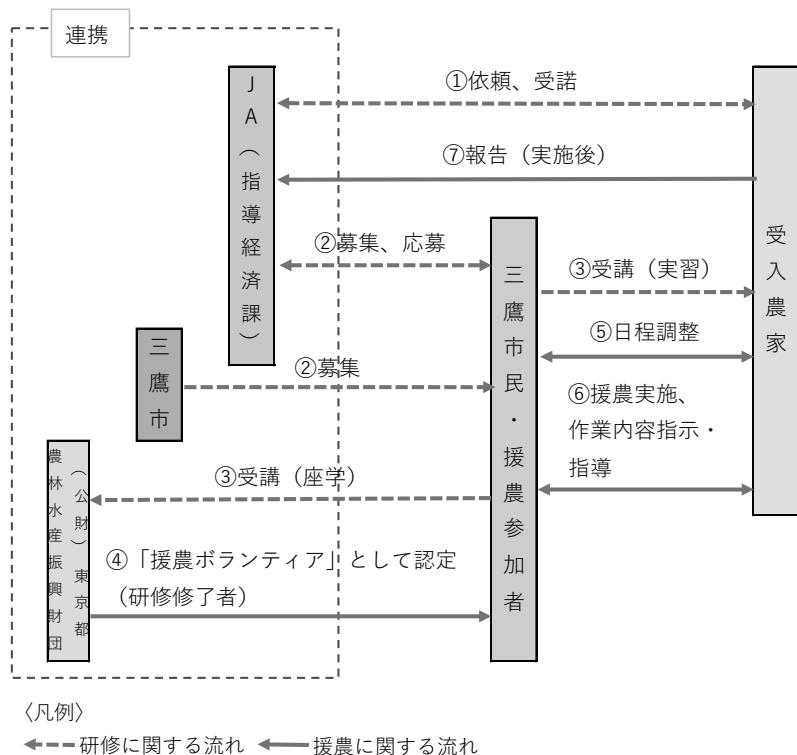
研修の期間は1年間で、座学2回、現地視察研修会1回、農家での実習10回以上（注6）、計13回以上となっている。受講生は、座学受講の際に振興財団に出向くが、現地視察研修会は三鷹市農業祭への参加であり、実習は三鷹市内の農家で行われる。この実習は、多品目野菜に関する播種・定植・間引き・除草・収穫・出荷調整などを学ぶ機会となっている。受講料は無料である。研修修了時には、修了生が、振興財団から「援農ボランティア」として認定される。その際の閉講式は三鷹市と三鷹支店の共催で行われ、認定証は三鷹市長から修了生に授与される。そして閉講式の後には、修了生とこれまで受け入れを行ったことのある農家、および過去の修了生が参加する交流会が開催される（注7）。そこでは、三鷹産の野菜等を使った料理が提供される。

次に、実際の援農についてみていく。三鷹支店では、1年目の研修時の実習先農家が、2年目以降の援農先になるという方法を探っている。そのため、援農が必要になると、受入農家と援農参加者が相対で連絡をとり、日程調整をして、実際の援農が行われる。援農終了

後は受入農家から三鷹支店に報告書が提出される。

1回の作業時間は半日である。多品目野菜の収穫や除草のほか、さまざまな軽作業を行う。それは、簡単で危険ではない手作業であり、機械操作等の技術が必要な作業は行わない。援農参加者への報酬はない。

図表 II-3-1 JA むさし三鷹支店における援農ボランティアの仕組み



資料 JA 東京むさし三鷹支店でのヒアリング結果をもとに作成

3 実績

実績をみると、19年度までの「援農ボランティア」の認定者数は累計240人で、そのうち、19年度の援農参加者数は60人となっている。援農参加者の平均年齢は60歳ほどである。参加者からは、「普段できない畑いじりができる」「土に触れられる」「収穫できる喜びを感じる」など、好評であるという。

19年度における研修の受入農家数は4戸で、累計では32戸である。同年度に実際の援農を受け入れた農家数は14戸となっている。受入農家からは、「作付けを維持できるのは援農参加者のおかげ」「地域の人々との交流のために参加している」など好評という。

4 小括

最後に、この取組みのポイントを整理しよう。

JAは一般市民の参加を促すため、次のような工夫をしている。①研修を実施することで、一般市民への参加のきっかけを作っている。特に、当JAの場合、三鷹市農業祭を研修に組み込むなど、一般市民が入り込みやすい内容としているのが特徴的である。②そのような研修を行うに当たり、周知にも工夫がみられる。三鷹市の市報やホームページによる周知に加え、JAの複数の支店でもポスターを貼るなどして、一般市民の目につきやすくしている。③閉講式の後に開催される交流会は、修了生が過去の修了生や受入農家と交流することにより、実際の援農へ参加しようとする修了生の気持ちを後押しする機会にもなっている。

またJAはこの取組みを定着させるため、次のような工夫もしている。①研修先と援農先を同一にすることで、実際の援農に入りやすくなっている。連絡をとる際も相対で行うので、煩わしさがない。②閉講式後に交流会を設けることで、修了者・過去の修了者・受入農家にとって、親睦を深める場となるようにしている。③援農参加者への報酬はないが、1回の作業を半日として参加者に負担をかけないことで、無理なく参加しやすくしている。

このように、JAは一般市民と農家をつなぎ、援農活動に定着させるためのさまざまな工夫を取り入れることにより、一般市民が農業に関わる機会を提供できていることに加え、農家の手不足を軽減する重要な機会を創出しているのである。

(注1) 本章は、主に19年12月にJA東京むさし三鷹支店でヒアリングを行った際に得た情報をもとに執筆したものである。

(注2) JA東京むさし三鷹支店と明記しているのは、支店単位で援農ボランティアの取組みを行っているためである。

(注3) JA提供資料等より。

(注4) 多品目野菜を中心として、花き、果樹、植木でも援農ボランティアが行われている。

(注5) 20年4月24日に1つの支店が統合されたため、以降は三鷹支店を含め5つの支店となっている。

(注6) 実習は各農家により回数が異なるが、10回以上行われる決まりとなっている。

(注7) 20年度は、修了生と同年度受入農家による交流会（意見交換会）として開催された。

第4章 JA なんすんによる取組み（注1）

1 JA なんすんの概要と管内農業の特徴

JA なんすん（以下、「JA」と呼ぶ）は、静岡県沼津市の戸田地区・井田地区を除く地域、裾野市、駿東郡の長泉町と清水町を管内とする。2019年3月31日現在の組合員総数は3万9,235人で、そのうち正組合員数は8,083人である。管内の農業は、みかんと茶を中心となっている。管内では、（公財）沼津市振興公社が行う市民農園全189区画に空きがないなど、一般市民の農業へのニーズは高い（注2）。

2 活動内容

JA なんすんでは、みかん収穫の労働力不足を補う目的で、10年からこの取組みを始めた。担当部署は営農部農地保全課で、同事業を行うため、他の業務との兼務で1人の職員を配置している。募集の対象となるのは18歳以上であり、居住地や組合員資格等の制限はない。JA単独でこの取組みを実施し、一般市民と果樹類生産農家をつなげる役割を担っている（注3）。

図表II-4-1で援農ボランティアの仕組みをみていこう。本章で事例としている他の農協との大きな違いは、作業内容の簡易な説明を行うにとどめ、研修を実施していないことである。受入れを希望する農家は申込書を各営農経済センターに提出する。その後、同JAでとりまとめを行った後、その都度、広報誌・ホームページ・チラシ・市報等で援農参加者を募集する。参加希望者はJAホームページの応募フォームから申し込むか、最寄りの支店で申し込む。それを受け、JAが両者と日程調整・マッチングを行い、実施日を決定して、援農が行われる。

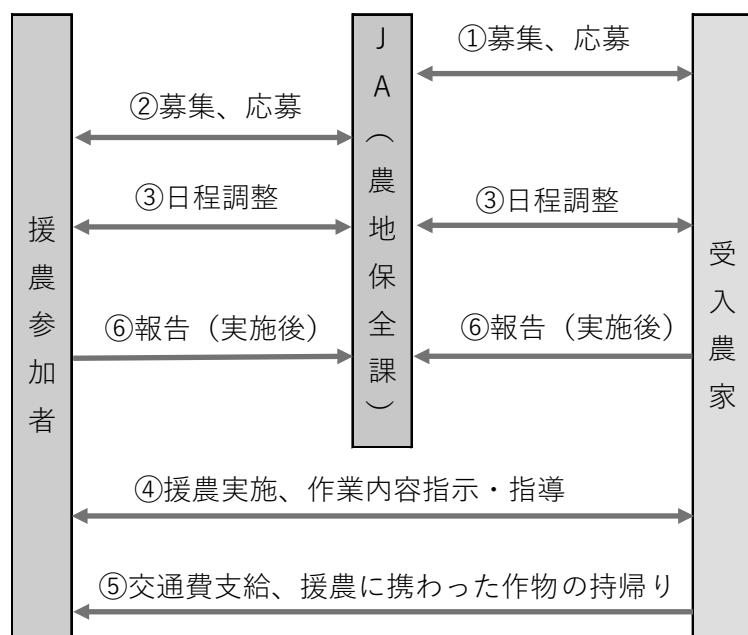
援農実施後、受入農家から援農参加者に交通費一律1,000円が支給されるのに加え、援農に携わった作物の持ち帰りがある（注4）。その後、援農参加者と受入農家からJAへ報告が行われる。なお、援農参加者と受入農家が顔なじみになった場合などは、JAを介さず、両者による相対のやり取りで援農が行われることもある。その場合、援農実施前に、受入農家からJAへ報告されることになっている。

1回の作業は午前8時から午後4時など、1日がかりで行われる。作目は特産品5品目である西浦みかん、長泉四ッ溝柿、愛鷹山麓ぬまづ茶、キンカンこん太、長泉白ネギにほぼ限定し、作業も収穫・出荷等に限定している。

3 実績

実績をみると、18年度の援農参加者数は以下の通りである。西浦みかん149人（のべ578人）、長泉四ッ溝柿74人（同227人）、愛鷹山麓ぬまづ茶42人（同109人）、キンカンこん太29人（同104人）、長泉白ネギ22人（同229人）で、参加のべ人数の合計は1,247人となっている。1人当たり参加回数は、それぞれ3.9回、3.1回、2.6回、3.6回、10.4回で

図表 II-4-1 JA なんすんにおける援農ボランティアの仕組み



資料 JA なんすんでのヒアリング結果をもとに作成

あり、1人当たりの参加回数は比較的少ないが、参加者数が多いため、参加のべ人数では1,200人超に達している。参加者の平均年齢は70歳代前半である。「地元の特産品に親しみながら、ボランティア同士でも仲を深めることができるもの楽しい」「手摘みでの茶摘み作業をすることで、沼津茶をより身近に感じ、とても良い経験ができた」など援農参加者からは好評で、70~80%がリピーターになっているという。

18年度の受入農家数は、西浦みかんの収穫38戸、長泉四ッ溝柿の摘果4戸・収穫8戸、愛鷹山麓ぬまづ茶の摘採2戸、キンカンこん太の摘果3戸・収穫3戸、長泉白ネギの播種・管理作業・収穫等3戸である。JAが各部会と連携し、受入農家数が増えるよう、農家に声をかけてもらった結果、受入農家数は増加しているという。また、JAから農家へ援農ボランティアによる所得効果の説明を行っていることもあり、受入農家数は増加している。「作業効率も上がり、同じ作業をする仲間がいることで仕事に張合いが生まれている」「援農ボランティアのおかげで一日に収穫できるミカンの収穫量が格段に増えた」「長年同じ方に来ていただいているので、気心が知れていてやりやすい」など、受入農家からも好評である（注5）。

4 小括

JAは、一般市民の参加を促すため、次のような工夫をしている。①研修を行わないことに加え、援農への誘導の機会もないが、参加資格に居住地や組合員資格などの制限を設け

ず、研修を受けなくても可能な作業に限定することで、気軽に申し込めるようにしている。果樹類の収穫は一時期に作業が集中することから、このようにすることで、農家の要望にも応えやすくなっている。②援農参加者の募集は、JAの広報誌・ホームページ・チラシのほか、市報等でも広く行き、管内を超える広い範囲の人々の目につくようにしている。

またJAは、この取組みを定着させるため、次のような工夫もしている。①援農参加者と受入農家が顔なじみになると相対でやり取りする方法も薦めることで、気軽に援農に入ることが可能になっている。またそのような方法は、両者の交流を深める効果も生んでいる。②1回の作業は1日がかりと長いが、交通費の支給、および収穫に携わった作物の持ち帰りが行われることで、援農参加者に充実感を得てもらうようにしている。③援農参加者がホームページの応募フォームから申し込むなど、申し込みの際の手続きを簡便にしている。

このように、JAは一般市民と農家をつなぎ、援農活動に定着させるためのさまざまな工夫を取り入れることにより、広い範囲から多くの一般市民に援農に参加してもらうことを実現している。また、適期の短い果樹類の収穫等における農家の労働力不足を軽減し、収穫量の増大などに貢献しているのである。

(注1) 本章は、主に19年8月にJAなんすんでヒアリングを行った際に得た情報をもとに執筆したものである。

(注2) 同財団のホームページ

<https://numazu-kousya.jp/saien/index.html> (2020年2月14日参照) より。

(注3) 果樹類を中心として、茶や野菜などでも援農ボランティアが行われている。

(注4) 特產品5品目である西浦みかん、長泉四ッ溝柿、愛鷹山麓ぬまづ茶、キンカンこん太、長泉白ネギのうち、長泉白ネギを除く4品目で、援農に携わった作物の持帰りが行われている。

(注5) 援農参加者の声・受入農家の声は、広報『なんすん』2017年9月号、およびJAなんすんホームページ (<http://www.ja-nansun.or.jp/fan/volunteer.html>、2020年4月23日参照) より。

第5章 JA 横浜による取組み（注1）

1 JA 横浜の概要と管内農業の特徴

JA 横浜（以下、「JA」と呼ぶ）は、横浜市全域を管内とする。2019年3月31日現在の組合員総数は6万8,587人で、そのうち正組合員数は1万1,706人である。管内では、キャベツなどの野菜を中心とした少量多品目栽培を行う農家が多い。一方で管内では、定年退職後の高齢者を中心に農業への関心が高く、体験農園や市民農園は盛況で、行政による援農ボランティアも盛んに行われている。

2 活動内容

JAは、農家の高齢化や後継者不足が問題となるなか、12年、組合員同士の助け合いを理念に、農業経営を維持する営農サポートおよび遊休農地対策等の活動を目的として、この取組みを始めた（注2）。担当部署は横浜農業総合対策室で、同事業を行うため、他の業務との兼務で6人の職員を配置している。募集の対象となるのは20～70歳の准組合員である。JAはほかの機関と連携することなく、単独でこの取組みを実施している。

図表II-5-1で援農ボランティアの仕組みをみていく。最初にJAでは、准組合員を対象に、援農ボランティアになることを前提とした「援農ボランティア養成研修（注3）」（以下「研修」という）の募集を行い、その応募者に対し、1年間で6～7回の研修を実施する。この研修は、毎回同じ地区で行われるのではなく、各回で地区を変えて募集・開催されているのが特徴的である。募集は、准組合員対象の機関誌やチラシで行っている。受講料は無料であり、名札や帽子等の費用もJAが負担している。そして修了者を対象とした説明会を開催し、援農への誘導を行い、希望者を「援農ボランティア」として登録している。この説明会では、両者のトラブルを防ぐため、援農を行う際の心得やマナーなども伝えている。

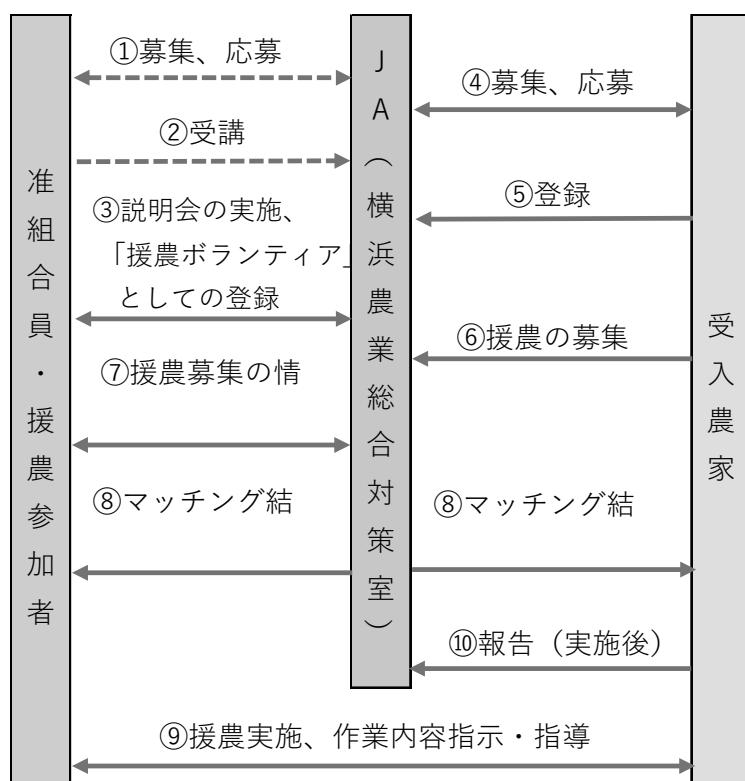
実際の援農についてみると、はじめにJAが受入農家を募集し、応募してきた農家を登録する。そして、その受入農家で援農が必要になった際は、作業を行う2週間前までにJAの各支店を通じて依頼する。それを受けたJAはその内容を「援農ボランティア」登録者に電子メール・郵送で送る。それを受け、希望者がJAへその旨を電子メールか電話で伝える。そして、JAがマッチングを行い、結果を両者に伝えた後、実際の援農が行われる。援農終了後には受入農家からJAへ報告が行われることになっている。援農参加者への報酬はない。

1回の作業は3時間以内となっており、作業内容はほ場の除草・堆肥散布・播種・定植・収穫・出荷の準備と調整・ほ場の片付けなど、簡単で危険ではない手作業のみである。機械作業、高所作業、農薬散布、車両運転などは行わない。

3 実績

実績をみると、17年度までに計4回の研修が開講され、修了者数は累計136人である。そのうち「援農ボランティア」として登録されているのは、19年8月時点で64人となって

図表II-5-1 JA横浜における援農ボランティアの仕組み



資料 JA横浜でのヒアリング結果をもとに作成

いる。19年度における実際の援農参加者数は約20人であるが、援農希望者数は約50人である（注4）。援農参加者は60歳以上が中心で、「援農により、横浜の農業を応援したいとの思いで参加し、やりがいを感じている」など好評を得ており、繰り返し参加する人も多いという。

19年度の受入農家数は約15戸である。受入農家からも「忙しいときに1人でも多く手伝ってもらえてとても助かる」「これからも依頼したい」など好評であり、こちらもリピーターが多いという。

4 小括

最後に、この取組みのポイントを整理しよう。

JAは、一般市民の参加を促すため、次のような工夫をしている。①研修を実施することで、准組合員への参加のきっかけを作っている。特に当JAの場合、管内の複数の地区で開講することで、より広い地域でより多くの准組合員が参加できる機会を設けているといえる。②そのような研修を行うに当たり、周知にも工夫がみられる。募集の対象が准組合員であることから、准組合員向けの機関紙等で周知することで、より目につきやすくしている。③研修の修了者を対象とした説明会を開催し、「援農ボランティア」としての登録

を呼びかけることも、援農活動への参加を促すのに効果的であるといえる。また、この説明会では援農活動を行う際の心得やマナーも伝えるので、受入農家にとっても受け入れやすくなっている。

またJAは、この取組みを定着させるため、次のような工夫もしている。①6人の職員がこの取組みに関わることで、各参加者・各受入農家の個性をより把握した上でマッチングを行えるので、両者の満足感を高めるような援農を実現している。②援農参加者への報酬はないが、1回の作業を半日として参加者に負担をかけないことで、無理なく参加しやすくしている。

このように、JAは一般市民（准組合員）と農家をつなぎ、援農活動に定着させるためのさまざまな工夫を取り入れることにより、一般市民（准組合員）が農業に関わる機会を提供できていることに加え、農家の手不足を軽減する重要な機会を創出しているのである。



援農作業の風景（JA横浜提供）

（注1）本章は、主に19年8月にJA横浜でヒアリングを行った際に得た情報をもとに執筆したものである。なお、21年3月に得た情報では、援農ボランティアの担当部署が20年4月に「横浜農業総合対策室」から「営農部営農支援課」へと変更になっている。また、21年度の援農ボランティアの募集は隨時行うこととしているが、募集方法や研修内容等について見直しており、調整中である。

（注2）JA横浜提供資料より。

（注3）17年度までは「農業体験講座」という名称だった。19年度からJA横浜では、援

農ボランティアを「制度化」し、援農ボランティアとして活動することを前提として研修を開講するなど、准組合員と受入農家がより本格的に援農活動に携わる仕組みとなるよう進めている。

(注4) 19年度から「制度化」を始めたところであることから、仕組みの変更等が生じているため、参加者数と希望者数にやや開きがあると考えられる。

第6章 総括－農協仲介による援農ボランティアの定着要因－

ここまでみてきたように、農協は一般市民と農家をつなげ、援農ボランティアの取組みを定着させるため、さまざまな工夫を取り入れている。本章では、2～5章で取り上げた4つの事例の取組みを横断的にみることで、両者をつなげ、定着させるためのポイントをとりまとめる。

1 各事例における取組みのポイントの振り返り

まずは、それぞれの事例における、一般市民と農家をつなげて定着させるためのポイントを振り返る。

(1) JA 相模原市の取組みにおけるポイント

JA 相模原市は、一般市民の参加を促すため、次のような工夫をしている。①研修を実施することで、一般市民への参加のきっかけを作っている。特に、当JAの場合、より本格的な援農活動を行うことから、その後の援農に対応できるような研修内容としていることが特徴的である。農家からみても、援農に参加する人々が充実した研修を受講していることで、受け入れやすくしているといえる。②そのような研修を行うに当たり、周知にも工夫がみられる。相模原市とJAの広報誌やホームページ、JAの支店等にパンフレットを置くなど、一般市民の目につきやすくしている。また、相模原市が窓口になることで、農協を利用したことのない人々でも申し込みやすくなっている。③閉校式の前に、NPOが修了予定者へ「援農者」として登録を呼びかけることが、修了予定者の参加を促す後押しとなっている。

またJAは、この取組みを定着させるため、次のような工夫もしている。①援農者と依頼農家のことをよく知るNPOやJAが参加を呼び掛けることで、両者の満足感を高めるような援農を実現している。②3年間という長い研修期間を設定し、その後、高い頻度で援農活動に参加してもらうことに加え、JAの委託作業に当たってもらうなど、援農者にとって仲間づくりの場にもなるようにしている。③1回の作業は1日がかりと長いが、収穫に携わった作物の持ち帰り等が行われることで、充実感を得てもらうようにしている。④援農者とNPOのやり取りを電子メールで行うなど、連絡方法を簡便にしている。

(2) JA 東京むさし三鷹支店の取組みにおけるポイント

JA 東京むさし三鷹支店は、一般市民の参加を促すため、次のような工夫をしている。①研修を実施することで、一般市民への参加のきっかけを作っている。特に、当JAの場合、三鷹市農業祭を研修に組み込むなど、一般市民が入り込みやすい内容としているのが特徴的である。②そのような研修を行うに当たり、周知にも工夫がみられる。三鷹市の市報やホームページによる周知に加え、JAの複数の支店でもポスターを貼るなどして、一般

市民の目につきやすくしている。③閉講式の後に開催される交流会は、修了生が過去の修了生や受入農家と交流することにより、実際の援農へ参加しようとする修了生の気持ちを後押しする機会にもなっている。

またJAは、この取組みを定着させるため、次のような工夫もしている。①研修先と援農先を同一にすることで、実際の援農に入りやすくなっている。連絡をとる際も相対で行うので、煩わしさがない。②閉講式後に交流会を設けることで、修了者・過去の修了者・受入農家にとって、親睦を深める場となるようにしている。③援農参加者への報酬はないが、1回の作業を半日として参加者に負担をかけないことで、無理なく参加しやすくしている。

(3) JA なんすんの取組みにおけるポイント

JA なんすんは、一般市民の参加を促すため、次のような工夫をしている。①研修を行わないことに加え、援農への誘導の機会もないが、参加資格に居住地や組合員資格などの制限を設げず、研修を受けなくても可能な作業に限定することで、気軽に申し込めるようにしている。果樹類の収穫は一時期に作業が集中することから、このようにすることで、農家の要望にも応えやすくなっている。②援農参加者の募集は、JAの広報誌・ホームページ・チラシのほか、市報等でも広くを行い、管内を超える広い範囲の人々の目につくようにしている。

またJAは、この取組みを定着させるため、次のような工夫もしている。①援農参加者と受入農家が顔なじみになると相対でやり取りする方法も薦めることで、気軽に援農に入ることが可能になっている。またそのような方法は、両者の交流を深める効果も生んでいる。②1回の作業は1日がかりと長いが、交通費の支給、および収穫に携わった作物の持ち帰りが行われることで、援農参加者に充実感を得てもらうようにしている。③援農参加者がホームページの応募フォームから申し込めるなど、申し込みの際の手続きを簡便にしている。

(4) JA 横浜の取組みにおけるポイント

JA 横浜は、一般市民の参加を促すため、次のような工夫をしている。①研修を実施することで、准組合員への参加のきっかけを作っている。特に当JAの場合、管内の複数の地区で開講することで、より広い地域でより多くの准組合員が参加できる機会を設けているといえる。②そのような研修を行うに当たり、周知にも工夫がみられる。募集の対象が准組合員であることから、准組合員向けの機関紙等で周知することで、より目につきやすくしている。③研修の修了者を対象とした説明会を開催し、「援農ボランティア」としての登録を呼びかけることも、援農活動への参加を促すのに効果的であるといえる。また、この説明会では援農活動を行う際の心得やマナーも伝えるので、受入農家にとっても受入れやすくなっている。

またJAは、この取組みを定着させるため、次のような工夫もしている。①6人の職員がこの取組みに関わることで、各参加者・各受入農家の個性をより把握した上でマッチング

を行えるので、両者の満足感を高めるような援農を実現している。②援農参加者への報酬はないが、1回の作業を半日として参加者に負担をかけないことで、無理なく参加しやすくしている。

2 考察

本節では、前節で振り返った4つの事例の方法を横断的に考察する。最初に両者の参加を促すためのポイントについて、次に実際の援農活動に両者を定着させるためのポイントについてみていくこととする。なお、図表II-6-1は、各事例の特徴をまとめたものである。

(1) 参加を促すためのきっかけづくり

援農活動に関心はあるものの、農業を行ったことがなく、参加を躊躇する一般市民にとって、参加のきっかけが必要である。

そのために、まずポイントになるのが研修の実施である。研修は、保健レクリエーション効果に重点を置くか、あるいは労働力不足の補強に重点を置くかなど、実際に行われる援農のスタイルを想定して行われているため、実際の援農を行うための知識や技術が身につくようになっている。農家からみても、援農を想定した研修の修了者を受け入れることになるので、安心感があり、教える手間が省け、受け入れやすい。

その研修の受講生募集のためには、仲介機関による周知が必要である。農協単独でこの取組みを行っている場合は機関誌や募集用チラシの配布などで行い、連携している場合であれば連携先である行政の広報誌等でも宣伝することで、より広く周知できる方法が採られている。また、JA相模原市の取組みでは、相模原市が受付窓口になることで、農協を利用したことのない一般市民でも気軽に申し込めるようにしている。

研修修了の際には、修了者を実際の援農へ誘導することが求められる。そのために、研修修了時に説明会を開催し、研修で身につけた技術を試してみたいという修了者の気持ちを後押しすることにより、登録者を確保している。この説明会では、農家の受入れが進むよう、援農参加者が援農を行う際の心得やマナーなども伝えられる。また、JA東京むさし三鷹支店では、修了者を誘導する機会はないが、研修先と援農先を同一の農家とすることで、援農に参加しやすくしている。受入農家としても、研修と実際の援農の参加者が同一人物なので、研修が関係構築の場にもなり、受け入れやすくなっている。

なお、JAなんすんの場合、研修を行わないことに加え、誘導の機会もないが、参加資格に居住地などの制限を設けず、研修を受けなくても可能な作業に限定することにより、多くの参加者が集まっている。

図表 II-6-1 各農協の特徴

		JA相模原市	JA東京むさし三鷹支店	JAなんすん	JA横浜
基本情報	活動開始	95年	01年	10年	12年
	体制	連携 (NPO援農さがみはら・相模原市と)	連携 (公財)東京都農林水産振興財団・三鷹市と)	JA単独	JA単独
	対象	管内の市民、68歳以下	三鷹市民、20歳以上	制限なし、18歳以上	准組合員、20~70歳
援農前	研修の実施	3年間、計75回	1年間、計13回以上	なし	1年間、計6~7回
	研修の募集	JAと市による募集、受付は市	JAと市による募集	なし	JAによる募集、各地区で
	援農への誘導	修了者へのNPOによる説明会	なし	なし	修了者へのJAによる説明会
特徴 援農活動	援農参加者の募集	なし (登録者への呼びかけ)	なし (受入農家とのやり取り)	広報誌・HP・チラシ・市報等で	なし (登録者への呼びかけ)
	受入(依頼) 農家の 募集	募集はしない。 農家からの依頼	JAが行う	JAと生産部会が連携して行う	JAが行う
	マッチング	NPOとJAが援農者へ 呼びかける	援農参加者と 受入農家でやり取り	JAが行う (相対のやり取りも)	JAが行う
	作業時間	1日	半日	1日	半日
	作目	多品目野菜・水稻	多品目野菜	主にみかん・柿等の 5品目	多品目野菜
	作業内容	収穫等簡単な作業 (水田作業も)	収穫等簡単な作業	主に収穫作業	収穫等簡単な作業
	報酬	収穫に携わった作物の 持帰り等	報酬なし	交通費の支給、収穫に携わった作物の持帰り(注2)	報酬なし
	連絡方法	援農依頼 (依頼農家→JA) 電話または窓口	(受入農家⇒援農参加者) 両者に都合の良い 方法でやり取り	(受入農家→JA) 営農経済センターで申込書を 提出	(受入農家→JA) 支店で申込書を提出
	参加希望	(援農参加者→NPO →JA) 電子メール		(援農参加者→JA) 支店で申込書を提出、 HPの応募フォーム からも可能	(援農参加者→JA) 電子メール、電話
	実績	援農 参加者数 63人、のべ2,488人	60人	みかん149人など、 のべ1,247人(5品目計)	・約20人
	受入(依頼) 農家数	44戸	14戸	みかん38戸、 茶2戸などのべ61戸 (5品目計)	・約15戸

(注) 実績の年度は、JA相模原市2018年度、JA東京むさし2019年度、JAなんすん2018年度、JA横浜2019年度である。

資料 各JAでのヒアリング結果をもとに作成

(注) 実績の年度は、JA相模原市18年度、JA東京むさし三鷹支店19年度、JAなんすん18年度、JA横浜19年度である。

(2) 定着のための枠組みづくり

この取組みを定着させるためには、実際に援農を行う際、一般市民と農家が参加しやすく、満足感を得やすい環境とすることが求められる。

そのためにはまず、適切なマッチング作業を行うことが必要である。JA横浜のように多くの職員を配置し、参加者のニーズを把握したうえでマッチングを行う方法は効果的である。JA東京むさし三鷹支店のように、研修先と援農先の農家を同一にすることで、当事者である両者にその役割を委ねる方法は、両者が良好な関係を築くことが条件になるとはいっても、研修の段階から両者の関係構築が始まっているので、高い定着度が期待できる。JA相

模原市のように、マッチングは行わないが、援農者と依頼農家のことをよく知る NPO や JA が参加を呼び掛ける方法も効果的である。

また、農作業の従事にとどまるのではなく、人的交流・仲間づくりの場となるような工夫も必要である（注 1）。交流を楽しみにして参加しているという援農参加者・受入農家の声があったように、そのような場を設けることで、両者の満足感を高めることができる。JA 東京むさし三鷹支店が開催する修了者交流会は、その 1 つである。JA 相模原市のように、3 年間の研修を経て修了者が NPO に加入し、高い頻度で援農に参加することも、仲間づくりの場となりうる。援農参加者と受入農家との相対のやり取りを積極的に取り入れることも、両者の仲を深めることにつながる。

作業と報酬のバランスをとることも、両者の参加意欲を高めるために重要である。援農参加者の保健レクリエーション効果を重視するなら報酬なしとし、半日の簡単な手作業として参加者に無理をかけないようにする方法が効果的である。この方法なら、受入農家の手間も少なく済む。他方、援農参加者のより強い農業への意欲を重視するなら、1 日作業を行ってもらい、収穫物の持ち帰り等を行う方法が効果的である。そうすることで、参加者の充実感・達成感を高めることができる。またそれにより、受入農家の所得への効果も期待できる。JA なんすんのように、商品単価が高く適期の短い作目の収穫など、スポット的に不足する労働力を補いたい場合も、1 日の作業とし、交通費の支給や収穫物の持ち帰りのある方法が適しているといえるだろう。

援農参加者と受入農家の参加意欲の低下を防ぐために、煩わしいやり取りをなるべく排除し、連絡方法を各々のニーズに応じた簡便なものにすることも重要である。高齢者の援農参加者が多いことから、電子メールの利用に加え、郵送・電話なども有効である。

また、農家の参加を促すには、JA なんすんが行うように、生産部と連携して募集することや、農家への所得効果の説明などが効果的である。

3 まとめと今後の課題

以上、本章では、農協仲介による援農ボランティアの取組みが定着するためのポイントについて検討した。まとめると以下のとおりとある。

まず、農協には、一般市民と農家の参加を促すようなきっかけづくりが求められる。それに当たるのが、研修の実施および研修修了時の援農ボランティアへの誘導である。また、研修の募集にあたっては、より多くの人がアクセスできるよう、広く周知するための工夫が必要である。

次に、一般市民と受入農家を実際の援農に定着させるための枠組みづくりが求められる。それに当たるのが、適切なマッチング、人的交流・仲間づくりの場の提供、作業と報酬のバランスの確保、連絡の簡便化などである。

なお、本稿では触れなかったが、各事例では、負担軽減のための工夫もあった。例えば、JA なんすんのように研修を行わない方法は、その 1 つである。連携先の NPO や行政等と

役割分担・費用分担することでも、農協の負担は軽減される。援農参加者と受入農家による相対のやり取りを勧めることで、マッチング等の負担も軽減される。援農ボランティアの事業実施において、農協の収入はほぼないことから、この取組みの定着のためには、以上のような負担軽減が必要であり、そのポイントについてより詳しく検討することが求められるといえる。これについては、今後の課題としたい。

(注1) 江川 (2007)、安藤・大江 (2016)、岩崎 (2019) などでも、人的交流と仲間づくりの重要性が指摘されている。

第III部 補論－農業労働力支援の取組み－

第1章 JA 全農おおいたとパートナー企業の連携による労働力支援の取組み（注1）

農業労働力不足が深刻化している。特に常雇いを導入できない規模の家族経営などにおいて、必要なときに必要な労働力が利用できる仕組みが重要になっている。このような状況下、JA 全農おおいた（以下「全農おおいた」）は、民間企業との連携による労働力支援事業を行い、大きな成果を上げている。その取組みを紹介する。

1 労働力支援事業着手までの経緯

全農おおいたは、将来的な人口減少による影響を危惧し、労働力支援事業に取り組んだ。これを始めるに当たり、JA グループでは臨時雇いの人材募集や労務管理等に関するノウハウが不足していたことから、土建業を営んでそれを有していた福岡県の民間企業と連携することとなった。こうして2014年、全農おおいたは、その企業を母体として設立された（株）菜果野アグリ（以下「菜果野」）と連携し、同事業をスタートさせた。

2 労働力支援の仕組み

菜果野の事業内容は、農家や農協などからの作業請負である。そのために、労働者の募集・登録・配置等を行う。本拠は大分営業所で、職員数は9人である。事業の拡大に伴い、日田営業所・福岡営業所・佐賀営業所も加わり、計4つの拠点を置く。

全農おおいたはこの取組み全体のコーディネート役として、菜果野との協議・調整、収穫物の販売企画・立案、農業機械のレンタルなどを行い、菜果野をサポートしている。営農開発部営農対策課の2人の職員が担当する。

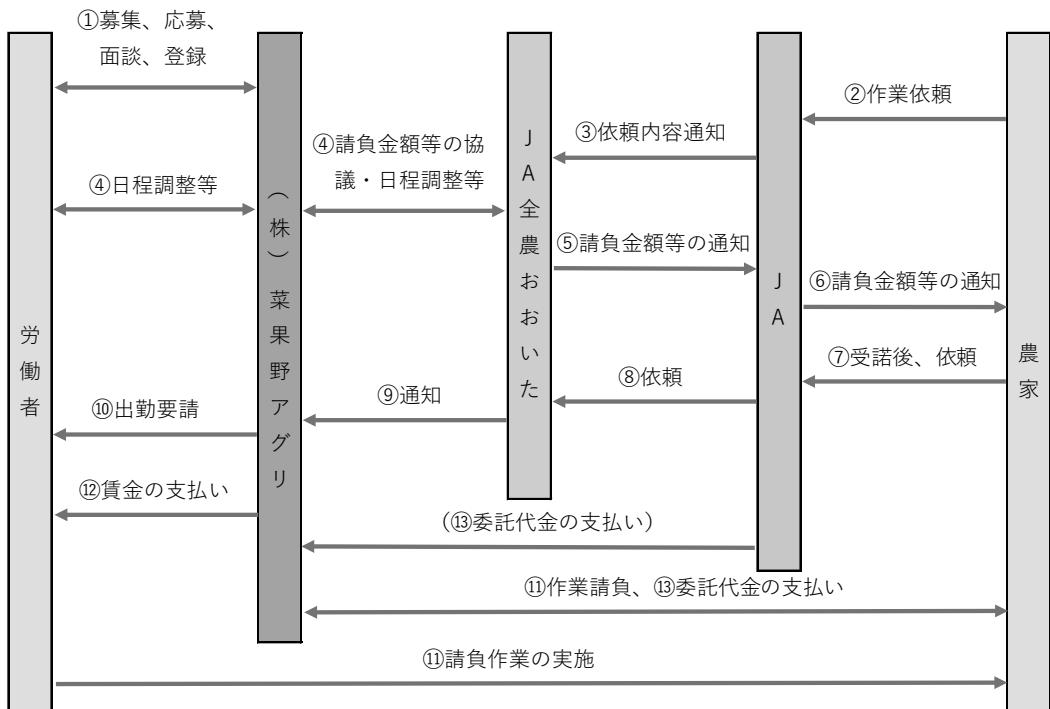
労働力支援の流れは図表III-1-1のとおりである。最初に、菜果野では、労働者の募集・面談・登録を行う。労働力が必要となった農家は、農協を通じて全農おおいたに依頼する。それを受け、全農おおいたと菜果野で協議・日程調整を行い、農協を通して農家へ請負金額等が通知される。農家がそれを受諾した後、請負作業が行われる。作業終了後、菜果野から労働者へ、日払いでの賃金が支払われる。後日、菜果野は、請負契約している農家・農協から代金を受け取る。なお、作業委託が初めての農家の場合は、全農おおいた・菜果野・農家で面談し、単価や仕組みを説明する場を設けている。

労働時間は1日6～8時間ほどで、難しい技術を要さない作業を行う。作業請負であるため、菜果野は各現場などに現場責任者を1人置き、その責任者を通して、労働者に作業の指導・説明を行っている。

3 労働力確保に向けた取組み

労働力確保において、菜果野のノウハウが活かされている。同社は、農業に関わること・

図表III-1-1 JA全農おおいたによる労働力支援の流れ



資料 JA全農おおいたでのヒアリング結果をもとに作成

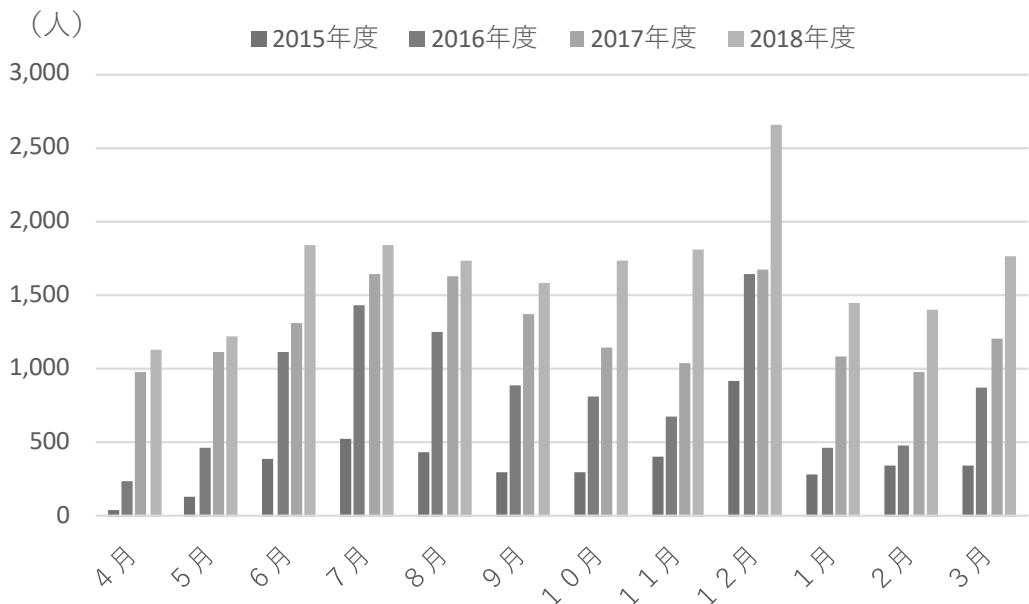
働くことのハードルを下げるため、①現金日払い、②勤務時間・日数は応相談、③作業現地への送迎、を実施している。現金日払いにすれば、「行ってみよう」という気持ちになり、

参加して作業内容を知ることで、継続した労働につながっていく。また、出勤できる時だけ出勤する方法により労働者に無理をかけないことも、継続につながる。農村部への送迎があれば、労働力人口の多い大分市等、都市部の人々の参加を促すことができる。

労働力確保のためにもうひとつ重要なのが、年間を通じて安定した作業請負量を確保し、労働者を定着させることである。ところが、大分県は夏秋作物の産地であるため、冬から春にかけて農作業が少なくなる。図表III-1-2で月別作業請負のべ人数をみると、事業開始から間もない15・16年度において、1～5月に少ないのはそのためである。特に4月は顕著で、年間作業請負のべ人数の0.8%・2.3%を占めるだけであった。

この問題を解消すべく、全農おおいたと菜果野では、農閑期における請負作業量確保の取組みを進めた。農協の選果場での作業をはじめ、ハウスの組立てやフィルム張りなどの作業も請け負うようにした。米・麦・大豆を中心とした土地利用型農家に対し、作業請負とセットにしたキャベツの作付けを提案する取組みも行っている。冬春作物の産地であり、大分県とは農繁期が異なる福岡県と佐賀県での作業も請け負うようにした。菜果野が独自でほ場を借り、キャベツとホオズキの生産を始め、そこに労働力を投入する取組みも行っている。

図表III-1-2 各年度の月別作業請負のべ人数



資料 JA 全農おおいた提供

4 労働力支援の成果

以上の取組みにより、作業請負量の拡大が進んでいる。19年12月時点で、菜果野における労働者の登録者数は約300人であり、そのうち60～80人を日々請負作業に送り出しているという。また、再び図表III-1-2で17・18年度の実績をみると、15・16年度に請負作業のべ人数が最も少なかった4月でも、それぞれ978人・1,130人に達し、年間のべ人数に占める割合がそれぞれ6.5%・5.6%まで上昇するなど、年間を通じた平準化が進んでいる。そして、年間のべ人数は、15年度の4,410人から右肩上がりで、18年度には4.6倍の2万117人にまで拡大している。定職を持たない人々を中心に、定職を持つ副業者なども多く集まり、定着しているという。

このように、全農おおいたと菜果野が連携して労働力支援事業に取り組み、作業請負のべ人数は年間2万人超まで拡大している。地域や農業の特性があるため、今回の取組みを他でも直ちに活用できるわけではないだろう。しかし、労働力確保のための労働者の集め方や、年間を通して安定した作業請負量を確保する方法など、本事業は示唆に富んでいる。

(注1) 本章は、主に19年12月にJA全農おおいたでヒアリングを行った際に得た情報をもとに執筆したものである。

第2章 地域農業を支える長峰農援隊の取組み（注1）

農業労働力不足が深刻化しているなか、農業未経験者で結成された援農組織が地域農業を支える存在になっている事例がある。滋賀県東近江市蒲生地区南西部に立地する長峰地区にある「長峰農援隊」（以下「農援隊」）である。農援隊は現在、蒲生地区（旧蒲生町）内、川合町の上本郷地区にある4ha程度のほ場で水稻やキャベツなどの栽培を手伝っているのに加え、地域内の150haにおよぶほ場の応援にメンバーを送り込んでいる。この取組みを紹介する。

1 長峰農援隊の結成

2000年代後半、上本郷地区では、18haの農地を所有する認定農業者が急逝し、後継者もまもなく離農した。そのような状況下、14ha程度を近隣の法人農家が引き受けた一方で、残りの4ha程度は坂谷達也氏が引き受けた。坂谷氏は旧蒲生町役場元職員で、農業経験はなかったが、農道、あぜ、のり面の管理なども含め、同地区の農業・農村を守りたいという意識により、この取組みに着手したのであった。

当初は坂谷氏1人で農作業を行っていたが、自治会連合会で知り合った森範巳氏の協力を得られるようになった。森氏は長峰地区に居住し、同地区をよく知る人物であるため、両氏で同地区の人々に声をかけ、坂谷氏のほ場で農作業を手伝ってもらうメンバーを集めた。

長峰地区は、坂谷氏のほ場から直線距離で5kmほど離れた宮川町と蒲生堂町を指す。ダイハツ工業、京セラ、村田製作所などの大企業の関連会社が多く誘致されたのを契機として、1970年代前半に蒲生地区南西部で宅地開発された新興住宅地であり、それら企業で働く多くの人々が住居を構えている地区である。範囲は小学校区程度であり、3千ほどの住宅が立ち並び、ほ場はない。そのため、農業に関わったことのない人々が多く居住しており、なかには「農業に触れたい」「定年退職後の時間を有効に活用したい」と考える人々がいる。坂谷氏らは、そのような人々をメンバーとして迎え入れようとした結果、定年退職後の男性5人と女性1人が加わり、2013年に「長峰」を冠した「長峰農援隊」の活動が始まった。

2 がもう夢工房との協力関係の構築による活動の本格化

長峰農援隊の活動がより本格化したのは15年である。この年、蒲生地区のまちづくりを進める目的で、蒲生地区まちづくり協議会、JA滋賀蒲生町、自治会連合会、東近江市がメンバーとなって「がもう夢工房協議会」（17年からは「一般社団法人がもう夢工房」。以下「夢工房」）が設立された。夢工房は、農林水産省の「都市農村共生・対流総合対策交付金」（15～17年度）を受け、3つのプロジェクトを進めることとなった。そのひとつである「農による働きたいを応援プロジェクト」に着手する際、夢工房から農援隊に協力を呼びかけたことで、両者の協力関係が始まった。これにより、農援隊における人件費の一部が、交付金を原資として夢工房から支給された。また、夢工房が16年から開催している「CO-GAMO

MARCHE」(コガモマルシェ、日曜野菜市)が、坂谷氏のほ場で生産されるキャベツの出荷先になった。こうした夢工房との協力関係の構築により、農援隊の活動は勢いを増したのである。

3 長峰農援隊による取組みの方法と工夫

19年12月現在、農援隊のメンバーは8人(うち女性1人)で、平均年齢は73歳である。坂谷氏以外は長峰地区の人々で構成されており、ほとんどは定年退職者であるが、近年では10代後半の若者も参加している。農作業は午前8時開始で、作業量によって終業時間は異なり、夕方まで行う日もある。水稻栽培全般のほか、転作田での野菜の播種、定植、病虫害防除、収穫、草刈りなどを行っている。

メンバー全員が農業未経験者であったが、一般的な農作業は1シーズンを通して習得している。農業機械の利用等、難しい技術を要する農作業は、各メンバーが得意分野をつくり、2~3シーズンかけて技術を身につけている。こうして、ほとんどの農作業は農援隊だけで実施できている。メンバーに対しては、県が定める最低賃金以上の時給が支給されており、労災保険もJAグループ滋賀労災保険特別加入組合に加入している。

このようにして、メンバーがやりがいを持ち、安心して参加できる方法としているのに加え、楽しく無理なく参加できるような工夫もされている。煮炊きをして一緒に食事をとったり、年2回の交流会を行ったりして、交流の場を設けているのがそれに当たる。また、メンバーが他のは場に応援に行く際は、決められた時間に休憩がとれるよう先方に依頼するなど、負担の軽減を図っている。

なお、坂谷氏はJA滋賀蒲生町の組合員であることから、農業経営の設計を相談したり、農業機械を借り入れたりしている。収穫物の主な出荷先も同JAである。

4 高まる地域農業への貢献度

坂谷氏のほ場における農援隊の実績をみると、19年の総作業面積は4.9haで、内訳は水稻2.7ha、キャベツ1ha、ブロッコリー15a、丹波黒大豆1haであった。これは前年の総作業面積3.8haを上回るものであるが、要した作業日数は81日、延べ1,370時間であり、前年より大幅に減少している(前年は90日、延べ1,885時間)。メンバーが農業機械のオペレーションを習得し、効果的な作業が行えるようになったことなどが背景にあるという。

その結果、大規模法人農家のほ場など150ha程度への農作業の応援を優先させができるようになり、応援のための作業時間は増大している。こうして、地域農業における貢献度がより高まっているのである。



キャベツの収穫を行う長峰農援隊（筆者撮影）

5 さらなる進展に向けて

坂谷氏は、より多くの女性や高齢者の参加を促すため、農作業はきつくて汚いというイメージを取り除き、楽しんでもらうことが重要であると考えている。そのためには、移動化粧室を借りるための仕組みが必要であるという。トイレの問題が解消されるだけでなく、炎天下での農作業の負担軽減にもつながり、汚れた服を着替えることもできるためである。

ただし、そのような課題を残しつつも、農援隊はすでに地域農業を支える重要な存在になっている。定年退職者などの農業未経験者が集まって援農組織を結成し、地域運営組織と協力関係を構築して活動を広げ、独自の工夫を取り入れながら地域農業を支えている方法は、農業労働力不足に悩む地域にとって、示唆に富んでいる。

（注1）本章は、主に19年12月に長峰農援隊でヒアリングを行った際に得た情報をもとに執筆したものである。

<参考文献：農福連携関連>

- ・草野拓司(2021)「農協による農福連携の展開—「農作業請負の仲介」と「雇用」を行う事例に着目して—」『農林金融』2月号、21~37頁
- ・草野拓司(2021)「JAめぐみによる農副連携の取組み—農作業請負の仲介を通して—」『農中総研情報』3月号、22~23頁
- ・弦間正彦（2019）「農福連携と持続的な農業・農村発展」柏雅之編著『地域再生の論理と主体形成—農業・農村の新たな挑戦—』早稲田大学出版部、285~299頁
- ・小柴有理江・吉田行郷（2016）「地域における農業分野での障害者就労の支援体制の構築—異分野が連携するプラットフォームの形成—」『農業経済研究』第87巻第4号、412~417頁
- ・小柴有理江・吉田行郷・香月敏孝（2016）「農業と福祉の連携の形成過程に関する研究—農業分野における障害者就労を事例として—」『農林水産政策研究』第25号、1~17頁
- ・農林水産省（2019a）「農福連携の取組実践事例集」
- ・農林水産省（2019b）「農福連携事例集（ver.1）」
- ・濱田健司（2015）「社会貢献・高齢者福祉JAグループにおける障がい者雇用にかかる現状と期待」『共済総研レポート』第141号、32~35頁
- ・古江晋也（2018）「共生社会の実現に向けて」『農林金融』10月号、15~26頁
- ・皆川芳嗣（2019）「SDGsと農福」『金融市場』9月号、1頁
- ・皆川芳嗣（2020）「農福と農泊と農協改革」『農林金融』11月号、38~39頁
- ・宮部和幸（2020）「野菜生産・販売における新しい農福連携システムづくり—徳島県・株式会社リバーファームの挑戦—」『野菜情報』12月号、2020年12月15日アクセス <https://vegetable.alic.go.jp/yasaijoho/senmon/2012/chosa01.html>
- ・豊輝久（2020）「地域共生社会づくりにつながる農福連携」『AFCフォーラム』第68巻第2号、3~6頁
- ・吉田行郷（2019a）「農福連携が来た道、これから行く道」『農村と都市をむすぶ』第69巻第6号、7~17頁
- ・吉田行郷（2019b）「農業分野での労働力不足下における農福連携の取り組みの現状と展望」『農業市場研究』第28巻第3号、11~21頁
- ・吉田行郷（2020）「農福連携の現状と全国の取り組みについて—千葉県下での展開を考える—」（2020年9月23日開催「農福連携セミナー」報告資料）
- ・吉田行郷・香月敏孝・吉川美由紀（2014）「農業分野に本格進出した特例子会社の実態と課題—地域農業の担い手としての特例子会社の可能性—」『農業経済研究』第86巻第1号、12~26頁

- ・吉田行郷・小柴有理江・石橋紀也（2018）「企業出資の障害者福祉施設の農業分野への進出の意義と課題—農業分野に進出している社会福祉法人、特例子会社との比較から—」『農業経済研究』第89巻第4号、357～362頁
- ・吉田行郷・里見喜久夫・季刊『コトノネ』編集部（2020）『農福連携が農業と地域をおもしろくする』コトノネ生活

＜参考文献：援農ボランティア関連＞

- ・安藤裕貴子・大江靖雄（2016）「援農ボランティアの参加頻度の決定要因分析—千葉県我孫子市を対象として—」『農業経済研究』第87巻第4号、418～423頁
- ・岩崎真之介（2019）「市民と農をつなぎ、市民同士を結びつける援農システム—JA相模原市・NPO援農さがみはら（神奈川県）の取り組み—」『月刊JA』Vol.773、10～14頁
- ・江川章（2007）「援農活動の実態と今後の課題—東京都における援農ボランティア—」『農業協同組合経営実務』第62巻第8号、36～41頁
- ・尾高恵美（2017）「人手不足の柑橘農家と援農ワーカーのマッチング—八幡浜お手伝いプロジェクトの取組み—」『農中総研 調査と情報』web誌、7月号、14～15頁
- ・小野晶子（2006）「調査の概要と報告書の構成」『NPOの有給職員とボランティア—その働き方と意識—』労働政策研究報告書No.60、5～20頁
- ・小野智昭（2019）「無償農業ボランティアの作業条件と作業環境」『農業経済研究』第91巻第3号、384～389頁
- ・草野拓司（2019）「JA横浜による援農ボランティアの取組み」『農中総研情報』11月号、24～25頁
- ・草野拓司（2020）「農協仲介による援農ボランティアの定着要因—4つの事例の検討から—」『農林金融』4月号、2～16頁
- ・草野拓司（2020）「作物別にみる農協仲介型援農ボランティアの定着要因—多品目野菜生産と果樹類生産に着目して—」『農業協同組合経営実務』7月号、75(7)、4～15頁
- ・小柳洋子（2016）「個人仲介型援農の意義と可能性—神奈川県藤沢市における援農の事例から—」『農村生活研究』第59巻第2号、14～21頁
- ・小柳洋子・田畠保（2012）「生消交流における援農と農作業体験、産地訪問の意義」『明治大学農学部研究報告』第62巻第2号、49～59頁
- ・今野聖士（2019）「援農ボランティア事業の実施に係る経緯と展開」『地域と住民—コミュニケーションケア教育研究センター年報—』第3号、31～40頁
- ・佐藤忠恭（2017）「都市農業における援農活用農家に求められる要件—神奈川県内を事例として—」『神奈川県農業技術センター研究報告』第161号、25～34頁
- ・敷田麻実（2010）「援農という希望」『東白川都市交流促進事業農的暮らしセミナー実績報告書』19～24頁
- ・東京都農林水産振興財団（2018）『農作業サポーター・ボランティア取り組み事例集』

- ・日本協同組合連携機構（2018）「⑥援農システム—JA 相模原市—」『JA の農業労働力支援に関する調査結果』37～41 頁
- ・農林水産省（2011）『都市農業に関する実態調査（農村振興局）』
- ・深瀬浩三（2015）「都市農業の新たな担い手としての援農ボランティア」『地理』第 60 卷第 7 号、42～49 頁
- ・船戸修一（2013）「『援農ボランティア』による都市農業の持続可能性—日野市と町田市の事例から—」『サステイナビリティ研究』第 3 号、75～83 頁
- ・八木洋憲（2006）「都市農地の保全と市民参加型経営」八木宏典編著『農業経営の持続的成長と地域農業』養賢堂、137～151 頁
- ・八木洋憲・村上昌弘（2003）「都市農業経営に援農ボランティアが与える効果の解明—多品目野菜直売経営を対象として—」『農業経営研究』第 41 卷第 1 号、100～103 頁
- ・八木洋憲・村上昌弘・合崎英男・福与徳文（2005）「都市近郊梨作経営における援農ボランティアの作業実態と課題」『農業経営研究』第 43 卷第 1 号、116～119 頁
- ・渡辺啓巳・八木洋憲（2006）「援農システム普及の課題と可能性に関する考察」『農村生活研究』第 49 卷第 3 号、6～12 頁

〈参考文献：農業労働力支援関連〉

- ・草野拓司（2020）「JA 全農おおいたとパートナー企業の連携による労働力支援の取組み」『農中総研 調査と情報』web 誌、5 月号、24～25 頁
- ・草野拓司（2020）「地域農業を支える「長峰農援隊」の取組み」『農中総研 調査と情報』web 誌、11 月号、14～15 頁
- ・西村英治・花木正夫・伊名岡昌彦（2019）「労働力不足に対する全農の取り組み」『日本農業市場学会 2019 年度大会 報告資料集』
- ・坂谷達也（2019）「農家を助け、農村から人を減らさないための『長峰農援隊』」『季刊地域』38 号

総研レポート 2020調一No.8

発 行 (株)農林中金総合研究所 調査第一部

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11

電 話 03-6362-7743

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。